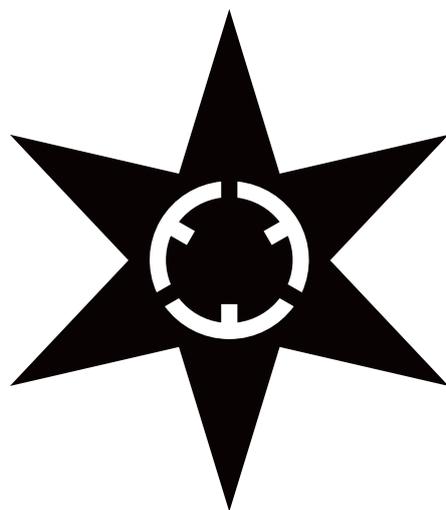


令和4年度

# 市税概要



水戸市財務部税務事務所

# 目 次

## 〔総 括〕

1	位置と面積等	1
2	市域の変遷	1
3	行政機構図	2
4	税務機構及び事務分掌	4
5	人口、世帯数調	6
6	税務職員の推移	6
7	各会計別歳入歳出予算（決算）	7
8	市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算）	7
9	令和4年度一般会計歳入歳出予算（当初）	8
10	令和4年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図	9
11	令和4年度市税当初予算	10
12	市税税目別構成比図	11
13	令和3年度一般会計歳入歳出決算	12
14	令和3年度一般会計歳入歳出決算構成比図	13
15	市税の推移	14
16	市税の決算額の推移	17

## 〔市 民 税〕

1	個人市民税納税義務者調	18
2	個人市民税調定額調	18
3	個人市民税所得区分別課税状況	18
	(1) 納税義務者数	18
	(2) 税 額	19
4	個人市民税年度別所得割納税義務者調	20
5	個人市民税年度別所得割額調	20
6	個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調	20
7	個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況	21
8	個人市民税特別徴収義務者等に関する調	22
9	個人市民税特別徴収税額（給与特徴）の推移	22
10	法人市民税調定額調	23
11	法人市民税年度月別調定額調	23
12	法人市民税調定額の推移	24
13	法人市民税均等割納税義務者数調	25

14 法人市民税均等割調定額調	25
15 法人市民税業種別税割額調	26

### 〔市たばこ税〕

1 市たばこ税調定額調	27
2 たばこ月別売渡本数調	27

### 〔軽自動車税〕

1 環境性能割調定状況	28
2 種別割課税状況	28
3 非課税及び減免状況	28
4 標識弁償金調定額調（決算額）	29

### 〔固定資産税，都市計画税〕

1 固定資産税資産別調定額調	30
2 固定資産税資産別納税義務者調	30
3 都市計画税資産別調定額調	30
4 都市計画税資産別納税義務者調	30
5 固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移	31
6 土地評価の概要	32
(1) 総括	32
(2) 納税義務者数	32
(3) 土地の評価状況	34
7 土地評価の推移	35
(1) 課税地積	35
(2) 課税筆数	35
(3) 評価額	35
8 宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの）	36
9 家屋評価の概要	37
(1) 総括	37
(2) 家屋評価の推移	37
① 全家屋	37
② 木造家屋	38
③ 非木造家屋	40
(3) 新增築家屋評価件数等調	40

10 償却資産の概要	42
(1) 総括	42
(2) 納税義務者数	42
(3) 償却資産調定額等調	43
(4) 償却資産調定額の推移	43
11 固定資産課税台帳の閲覧状況	44
12 固定資産評価審査委員会	44
固定資産評価審査委員会審査状況	44

### 〔入湯税〕

1 入湯税調定額調	45
2 月別入湯者数調	45

### 〔徴収関係〕

1 督促状発付状況	46
2 市税の預金口座振替状況	46
3 過誤納金の還付状況	48
4 差押件数調	50
5 令和3年度不納欠損処分事由別	51
6 不納欠損額状況	51

### 〔その他〕

1 証明件数の推移	52
2 証明手数料一覧	52
3 公示送達 of 推移	53
4 税務手当（特殊勤務手当）	53
5 市税の賦課徴収に要する経費決算額調	54

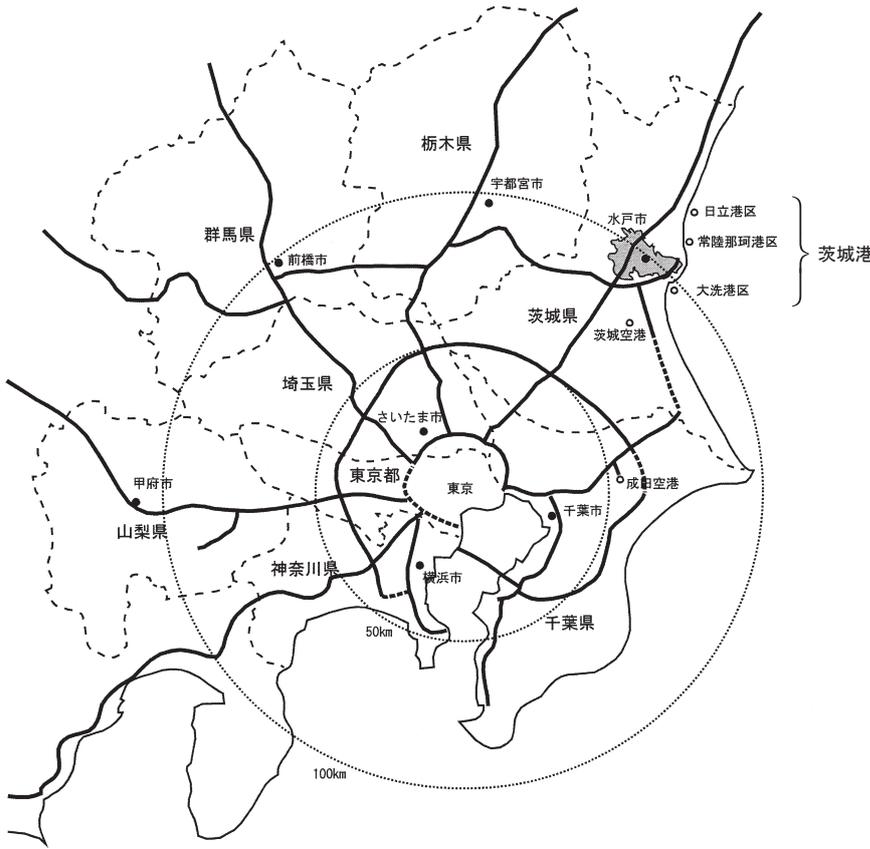
〔税率等〕	56
-------	----

〔譲与税等の譲与等の基準〕	62
---------------	----

〔市税の税率等の推移〕	65
-------------	----

〔総括〕

1 位置と面積等

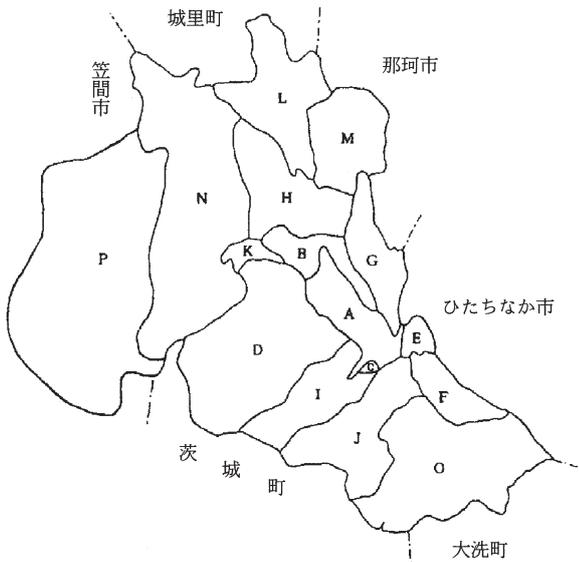


市域面積	217.32km <sup>2</sup>
東西	23.7km
南北	18.2km
市役所の位置	
東経	140° 28' 17"
北緯	36° 21' 57"

2 市域の変遷

市域のひろがり

符号	編入年月日	旧町村名	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)
A	明治22年 4月 1日	市制施行	6.17	25,591
B	昭和 8年 3月15日	常磐村	13.26	64,771
C	昭和24年11月 3日	吉田村の一部	13.37	67,885
D	昭和27年 4月 1日	緑岡村	39.23	82,351
E	昭和27年 4月 1日	上大野村の一部		
F	昭和30年 4月 1日	上大野村		
G	昭和30年 4月 1日	柳河村		
H	昭和30年 4月 1日	渡里村		
I	昭和30年 4月 1日	吉田村	86.93	110,436
J	昭和30年 4月 1日	酒門村の一部		
K	昭和30年 4月 1日	河和田村の一部		
L	昭和32年 6月 1日	飯富村	111.54	120,775
M	昭和32年 6月 1日	国田村		
N	昭和33年 4月 1日	赤塚村	146.02	132,944
O	平成 4年 3月 3日	常澄村	175.90	246,600
P	平成17年 2月 1日	内原町	217.45	262,603



注 1 人口は、各年10月1日現在  
 2 平成19年10月1日から笠間市との境界修正を要因として、面積が217.43km<sup>2</sup>となっている。  
 3 平成26年10月1日から面積計測方法の変更を要因として、面積が217.32km<sup>2</sup>となっている。

### 3 行政機構図

令和4年4月1日現在

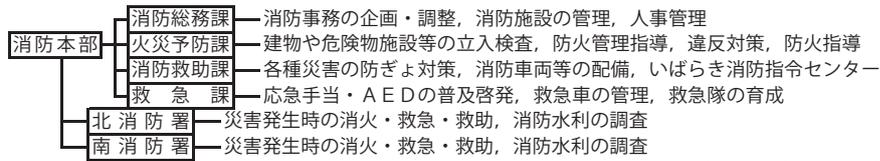
《主な仕事》

[市長部局]



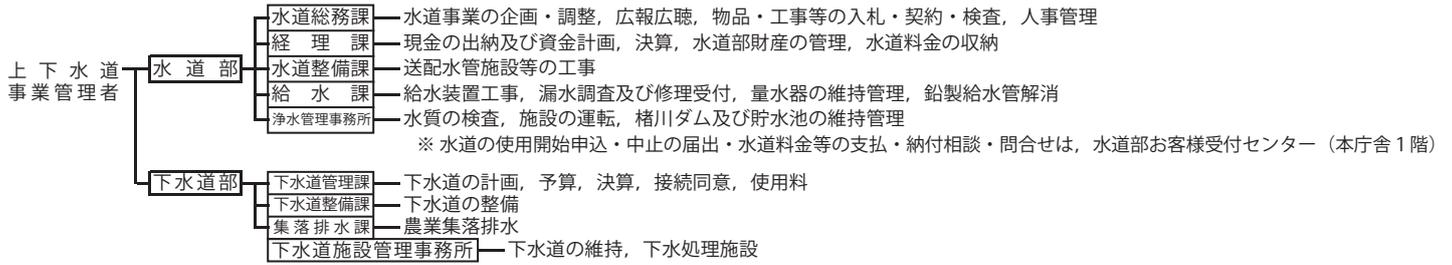
《主な仕事》

[消 防]



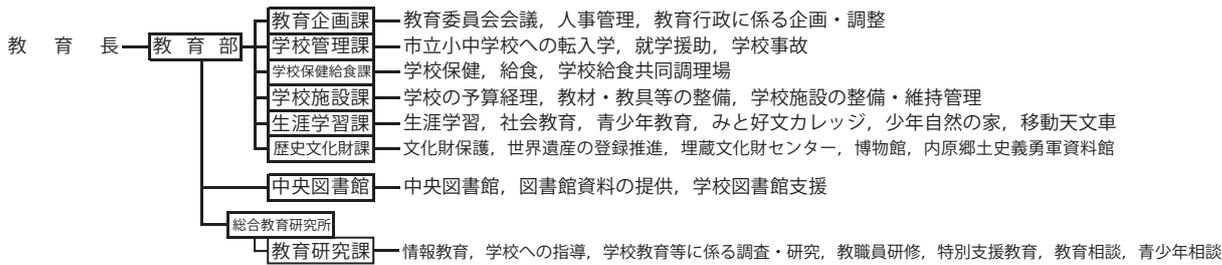
※ 119番通報の受付及び出動命令は、いばらき消防指令センター（内原庁舎）

[上下水道局]



※ 水道の使用開始申込・中止の届出・水道料金等の支払・納付相談・問合せは、水道部お客様受付センター（本庁舎1階）

[教育委員会]



[選挙管理委員会]

選挙管理委員会事務局 — 選挙の執行管理, 選挙人名簿の整理, 選挙の啓発

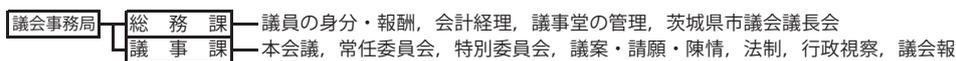
[監査委員]

監査委員事務局 — 監査, 決算審査, 現金の出納検査

[農業委員会]

農業委員会事務局 — 農地の権利移動, 農地転用, 農業者年金, 農業委員会報

[議会]



#### 4 税務機構及び事務分掌（4月1日現在）

課 名	係 名	所 長	課 長	副 参 事	課 長 補 佐	係 長	事 務 職 員	計	事 務 分 掌	
		1						1		
市 民 税 務 課	税 制 係		1		2			3		
						1	2	3	1 税務事務所内の調整に関する事 2 税務事務所内の予算調整, 経理及び庶務に関する事 3 市税の統計に関する事 4 市税に係る条例及び規則に関する事 5 税制度の調査に関する事 6 地方譲与税, 利子割交付金, 配当割交付金, 株式等譲渡所得割交付金, 法人事業税交付金, 地方消費税交付金, ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金に関する事 7 水戸を応援する寄附金に関する事 8 固定資産評価審査委員会に関する事	
						1	3	4	1 市税等の調定に関する事 2 課税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関する事 3 市たばこ税及び軽自動車税の調査及び賦課に関する事 4 法人マスターの管理に関する事 5 法人市民税の調査及び賦課に関する事 6 入湯税の調査及び賦課に関する事	
		市民税第1係				1	8	9	1 市民税の調査及び賦課に関する事	
		市民税第2係				1	8	9	1 市民税の調査及び賦課に関する事	
		小 計	1		2	4	21	28		
				1		2			3	
		資 産 税 務 課	資 産 税 係					1	4	5
	家屋第1係						1	4	5	1 家屋の調査及び評価に関する事
	家屋第2係						1	5	6	1 家屋の調査及び評価に関する事
土 地 課	土地評価係						1	4	5	1 土地の評価に関する事 2 特別土地保有税の調査及び賦課に関する事
	土地調査係						1	3	4	1 土地の調査に関する事
	償却資産係						1	3	4	1 償却資産の調査及び評価に関する事
小 計		1		2	6	23	32			

課 名	係 名	所 長	課 長	副 参 事	課 長 補 佐	係 長	事 務 職 員	計		事務分掌	
税 務 事 務 所			1	(2)	3			4 (2)			
	收 管 理 係					1	8	9		1 収納対策の総合調整に関する事 2 納税思想の普及及び納税相談に関する事 3 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の収納管理に関する事 4 納税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関する事 5 市税等の過誤納金の還付に関する事 6 督促状の発付に関する事 7 市税の減免に関する事 8 市税等の口座振替に関する事 9 茨城租税債権管理機構に関する事	
	整理第1係					1	6	7		1 市税等の滞納整理に関する事 2 差押え及び公売に関する事 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関する事 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関する事 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関する事 6 債権の管理に関する事	
	整理第2係					1	6	7		1 市税等の滞納整理に関する事 2 差押え及び公売に関する事 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関する事 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関する事 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関する事 6 債権の管理に関する事	
	整理第3係					1	6	7		1 市税等の滞納整理に関する事 2 差押え及び公売に関する事 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関する事 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関する事 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関する事 6 債権の管理に関する事	
	整理第4係					1	5	6		1 市税等の滞納整理に関する事 2 差押え及び公売に関する事 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関する事 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関する事 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関する事 6 債権の管理に関する事	
	小 計		1	(2)	3	5	31	40 (2)			
	合 計	1	3	(2)	7	15	75	101 (2)			

※副参事（）内は副参事兼課長補佐で、課長補佐の人員に含まれている。

※係長（）内は課長補佐兼係長で、課長補佐の人員に含まれている。

## 5 人口、世帯数調（4月1日現在）

年度 \ 区分	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	1km <sup>2</sup> 当り人口 (人)	1km <sup>2</sup> 当り世帯数 (世帯)	1世帯当り人員 (人)
H30	269,925	120,088	1,242	553	2.25
R1	269,596	121,377	1,241	559	2.22
R2	269,015	122,633	1,238	564	2.19
R3	268,869	124,127	1,237	571	2.17
R4	269,654	124,358	1,241	572	2.17

## 6 税務職員の推移（4月1日現在）

年度 \ 区分	税務職員数 (人)	職員1人当り人口 (人)	職員1人当り世帯数 (世帯)	職員1人当り面積 (km <sup>2</sup> )
H30	100	2,699	1,201	2.17
R1	101	2,669	1,202	2.15
R2	102	2,637	1,202	2.13
R3	103	2,610	1,205	2.11
R4	101	2,670	1,231	2.15

## 7 各会計別歳入歳出予算（決算）

（単位:千円）

会計別	年 度	R 4 年 度 当 初 予 算	R 3 年 度 決 算	
			歳 入	歳 出
一 般 会 計		124,472,000	140,927,399	134,123,623
特 別 会 計		53,963,800	55,572,588	51,835,819
国民健康保険会計		21,743,000	23,458,624	21,824,103
公設地方卸売市場事業会計		940,000	1,547,979	898,412
駐車場事業会計		803,000	654,696	637,072
農業集落排水事業会計		786,000	761,078	726,706
東前第二土地区画整理事業会計		260,000	226,087	131,612
公共用地先行取得事業会計		450,700	198,789	198,789
介護保険会計		24,756,000	25,025,643	23,761,126
介護サービス事業会計		58,100	59,840	43,388
後期高齢者医療会計		4,167,000	3,620,374	3,613,543
母子父子寡婦福祉資金会計		12,000	19,478	1,068
合 計		178,435,800	196,499,987	185,959,442

## 8 市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算）

（単位:円）

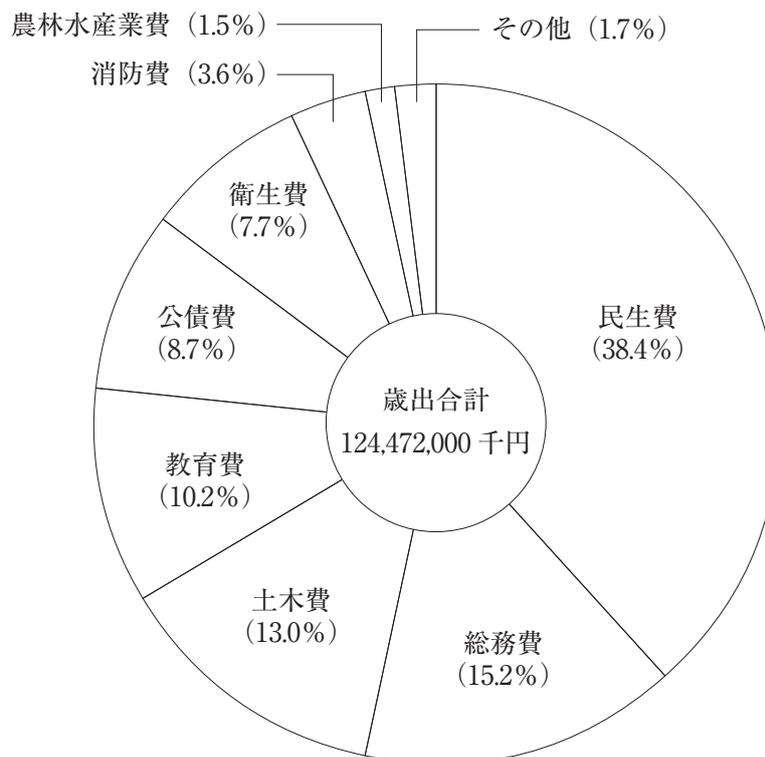
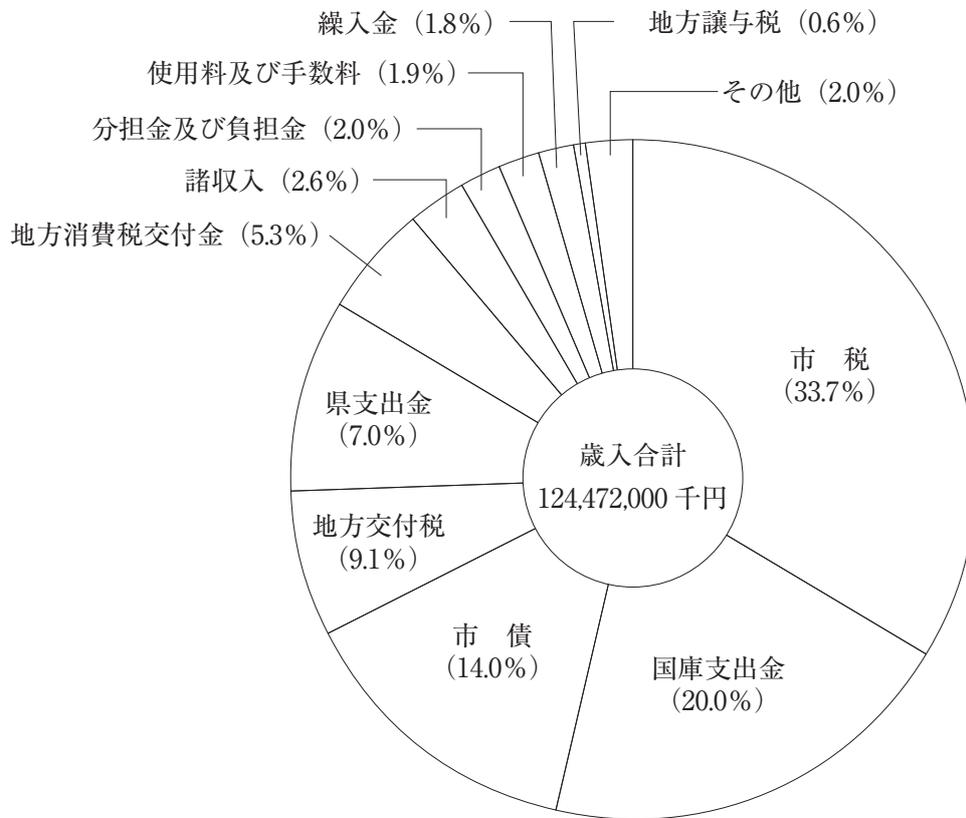
区分 年度	一 般 会 計 歳 出 額		市 税 負 担 額	
	1世帯当り	市民1人当り	1世帯当り	市民1人当り
H30	1,082,648	481,663	349,456	155,471
R1	1,053,898	474,484	349,671	157,428
R2	992,441	452,413	335,521	152,950
R3	954,748	440,772	331,482	153,033
R4	1,000,917	461,599	330,867	152,588

## 9 令和4年度一般会計歳入歳出予算（当初）

（単位：千円）

歳 入			歳 出		
款 項	予算額	構成比 (%)	款 項	予算額	構成比 (%)
1 市 税	42,045,000	33.7	1 議 会 費	541,768	0.4
(1) 市 民 税	21,062,623	(16.9)	2 総 務 費	18,931,930	15.2
(2) 固 定 資 産 税	16,614,373	(13.3)	(2) 徴 税 費	1,308,346	(1.1)
(3) 軽 自 動 車 税	750,979	(0.6)	① 税 務 総 務 費	976,618	(0.8)
(4) 市 た ば こ 税	1,932,840	(1.6)	② 賦 課 徴 収 費	331,728	(0.3)
(5) 入 湯 税	10,800	(0.0)	3 民 生 費	47,809,900	38.4
(6) 都 市 計 画 税	1,673,385	(1.3)	4 衛 生 費	9,634,969	7.7
2 地 方 譲 与 税	789,600	0.6	5 労 働 費	53,895	0.0
3 利 子 割 交 付 金	20,400	0.0	6 農 林 水 産 業 費	1,840,541	1.5
4 配 当 割 交 付 金	149,000	0.1	7 商 工 費	1,326,374	1.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	240,000	0.2	8 土 木 費	16,111,805	13.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	814,000	0.7	9 消 防 費	4,468,829	3.6
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,554,000	5.3	10 教 育 費	12,727,306	10.2
8 ゴルフ場利用税交付金	62,000	0.0	11 災 害 復 旧 費	2	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	107,600	0.1	12 公 債 費	10,824,881	8.7
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	300	0.0	13 予 備 費	200,000	0.2
11 地 方 特 例 交 付 金	261,000	0.2			
12 地 方 交 付 税	11,317,000	9.1			
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	42,000	0.0			
14 分 担 金 及 び 負 担 金	2,436,827	2.0			
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,387,213	1.9			
16 国 庫 支 出 金	24,871,073	20.0			
17 県 支 出 金	8,704,144	7.0			
18 財 産 収 入	200,342	0.2			
19 寄 附 金	350,000	0.3			
20 繰 入 金	2,181,765	1.8			
21 繰 越 金	300,000	0.2			
22 諸 収 入	3,215,436	2.6			
23 市 債	17,423,300	14.0			
歳 入 合 計	124,472,000	100.0	歳 出 合 計	124,472,000	100.0

10 令和4年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図

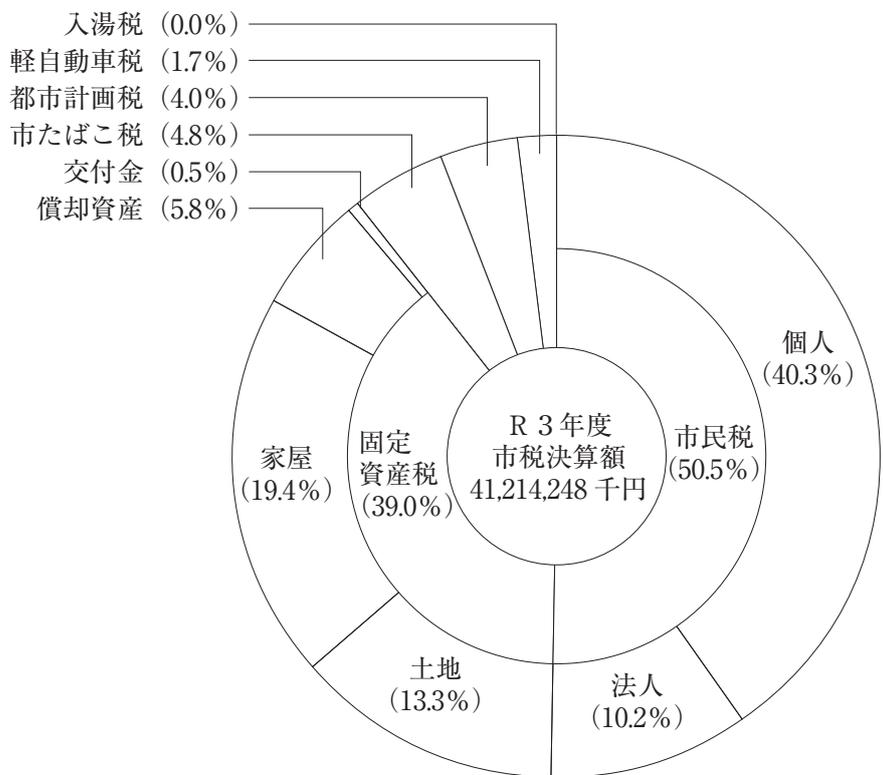
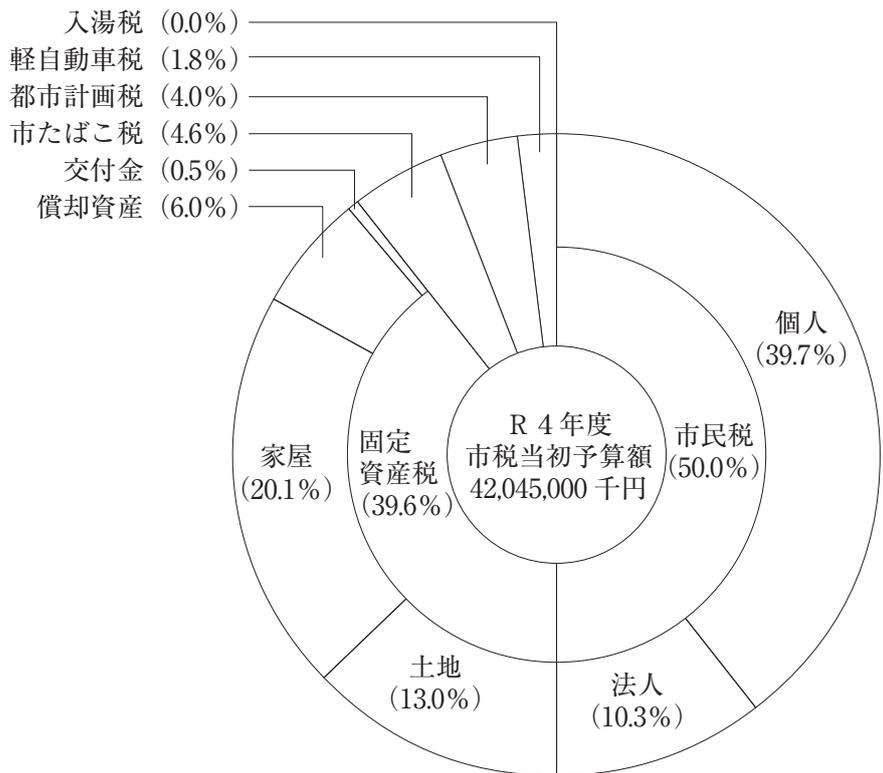


## 11 令和4年度市税当初予算

(単位:千円)

税目	区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	構成比(%)
1	市民税	20,886,845	175,778	21,062,623	50.0
(1)	個人	16,587,975	138,336	16,726,311	39.7
	均等割	475,129	3,962	479,091	1.1
	所得割	16,112,846	134,374	16,247,220	38.6
(2)	法人	4,298,870	37,442	4,336,312	10.3
	均等割	1,298,213	11,307	1,309,520	3.1
	法人税割	3,000,657	26,135	3,026,792	7.2
2	固定資産税	16,479,551	134,822	16,614,373	39.6
(1)	純固定資産税	16,290,286	134,822	16,425,108	39.1
	土地	5,437,199	44,999	5,482,198	13.0
	家屋	8,368,986	69,264	8,438,250	20.1
	償却資産	2,484,101	20,559	2,504,660	6.0
(2)	交付金及び納付金	189,265	-	189,265	0.5
	交付金	189,265	-	189,265	0.5
	納付金	-	-	-	-
3	軽自動車税	736,658	14,321	750,979	1.8
	環境性能割	38,952	-	38,952	0.1
	種別割	697,706	14,321	712,027	1.7
4	市たばこ税	1,932,840	-	1,932,840	4.6
5	入湯税	10,800	-	10,800	0.0
6	都市計画税	1,667,185	6,200	1,673,385	4.0
	土地	751,530	2,795	754,325	1.8
	家屋	915,655	3,405	919,060	2.2
	合計	41,713,879	331,121	42,045,000	100.0

## 12 市税税目別構成比図

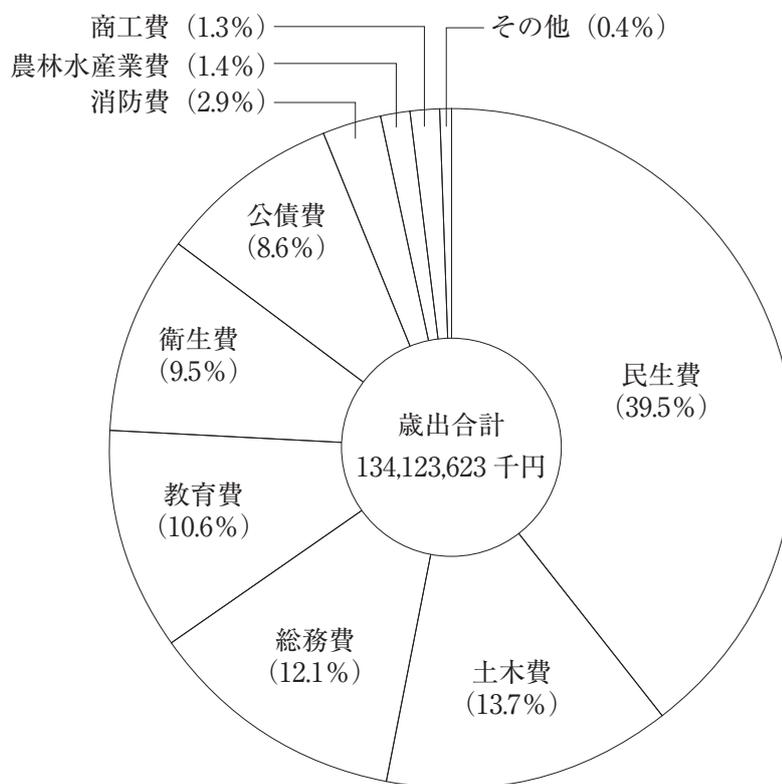
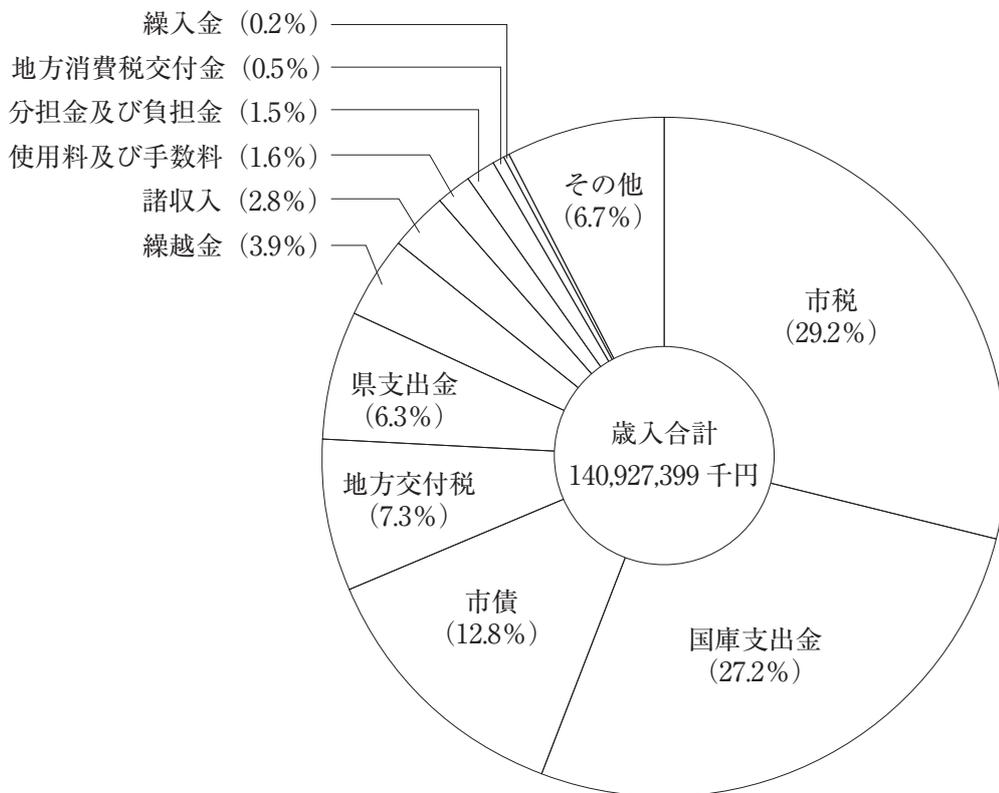


## 13 令和3年度一般会計歳入歳出決算

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款 項	決算額	構成比 (%)	款 項	決算額	構成比 (%)
1 市 税	41,214,248	29.2	1 議 会 費	530,157	0.4
(1) 市 民 税	20,799,142	(14.7)	2 総 務 費	16,232,376	12.1
(2) 固 定 資 産 税	16,076,964	(11.4)	(2) 徴 税 費	1,166,659	(0.9)
(3) 軽 自 動 車 税	709,736	(0.5)	① 税 務 総 務 費	890,071	(0.7)
(4) 市 た ば こ 税	1,993,693	(1.4)	② 賦 課 徴 収 費	276,588	(0.2)
(5) 入 湯 税	7,505	(0.0)	3 民 生 費	52,943,159	39.5
(6) 都 市 計 画 税	1,627,208	(1.2)	4 衛 生 費	12,762,189	9.5
2 地 方 譲 与 税	800,053	0.6	5 労 働 費	43,824	0.0
3 利 子 割 交 付 金	25,422	0.0	6 農 林 水 産 業 費	1,811,649	1.4
4 配 当 割 交 付 金	243,254	0.2	7 商 工 費	1,713,156	1.3
5 株 式 等 譲 渡 所 金 得 割 交 付 金	290,222	0.2	8 土 木 費	18,331,355	13.7
6 地 方 消 費 税 交 付 金	797,322	0.5	9 消 防 費	3,936,131	2.9
7 ゴルフ場利用税交付金	6,693,886	4.7	10 教 育 費	14,237,502	10.6
8 自動車取得税交付金	70,662	0.1	11 災 害 復 旧 費	0	-
9 環境性能割交付金	67,985	0.0	12 公 債 費	11,582,125	8.6
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	345	0.0	13 予 備 費	0	-
11 地方特例交付金	828,065	0.6			
12 地 方 交 付 税	10,299,653	7.3			
13 交通安全対策特別交付金	39,445	0.0			
14 分担金及び負担金	2,136,578	1.5			
15 使用料及び手数料	2,241,478	1.6			
16 国 庫 支 出 金	38,359,973	27.2			
17 県 支 出 金	8,810,841	6.3			
18 財 産 収 入	143,621	0.1			
19 寄 附 金	238,164	0.2			
20 繰 入 金	225,288	0.2			
21 繰 越 金	5,519,389	3.9			
22 諸 収 入	3,877,305	2.8			
23 市 債	18,004,200	12.8			
歳 入 合 計	140,927,399	100.0	歳 出 合 計	134,123,623	100.0

14 令和3年度一般会計歳入歳出決算構成比図



## 15 市税の推移

(単位:千円)

科 目	年 度	R 1				
		予 算 額	決 算 額		収 入 歩 合	
			調 定 額	収 入 額	対 予 算 (%)	対 調 定 (%)
市 税		42,442,067	43,623,485	42,168,941	99.4	96.7
現 年 課 税 分		42,114,080	42,216,817	41,749,869	99.1	98.9
滞 納 繰 越 分		327,987	1,406,668	419,072	127.8	29.8
1 市 民 税		22,099,553	22,388,824	21,630,706	97.9	96.6
現 年 課 税 分		21,930,536	21,658,860	21,428,151	97.7	98.9
個 人		16,740,356	16,669,672	16,461,753	98.3	98.8
法 人		5,190,180	4,989,188	4,966,398	95.7	99.5
均 等 割		1,328,325	1,321,209	1,316,095	99.1	99.6
法 人 税 割		3,861,855	3,667,979	3,650,303	94.5	99.5
滞 納 繰 越 分		169,017	729,964	202,555	119.8	27.7
2 固 定 資 産 税		16,180,715	16,897,819	16,303,858	100.8	96.5
現 年 課 税 分		16,043,482	16,315,774	16,118,214	100.5	98.8
固 定 資 産 税		15,844,003	16,116,629	15,919,069	100.5	98.8
土 地		5,402,472	5,511,669	5,444,322	100.8	98.8
家 屋		8,055,709	8,176,690	8,070,968	100.2	98.7
償 却 資 産		2,385,822	2,428,270	2,403,779	100.8	99.0
交 付 金 及 び 納 付 金		199,479	199,145	199,145	99.8	100.0
滞 納 繰 越 分		137,233	582,045	185,644	135.3	31.9
3 軽 自 動 車 税		636,725	697,191	639,103	100.4	91.7
現 年 課 税 分		626,347	646,977	627,318	100.2	97.0
滞 納 繰 越 分		10,378	50,214	11,785	113.6	23.5
4 市 た ば こ 税		1,870,037	1,931,502	1,931,502	103.3	100.0
現 年 課 税 分		1,870,037	1,931,502	1,931,502	103.3	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
5 入 湯 税		-	338	338	-	100.0
現 年 課 税 分		-	338	338	-	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
6 都 市 計 画 税		1,655,037	1,707,811	1,663,434	100.5	97.4
現 年 課 税 分		1,643,678	1,663,366	1,644,346	100.0	98.9
滞 納 繰 越 分		11,359	44,445	19,088	168.0	42.9
前 年 比	市 税	101.1	100.3	100.6		
	現 年 課 税 分	101.3	100.6	100.7		
	滞 納 繰 越 分	87.9	90.9	93.7		

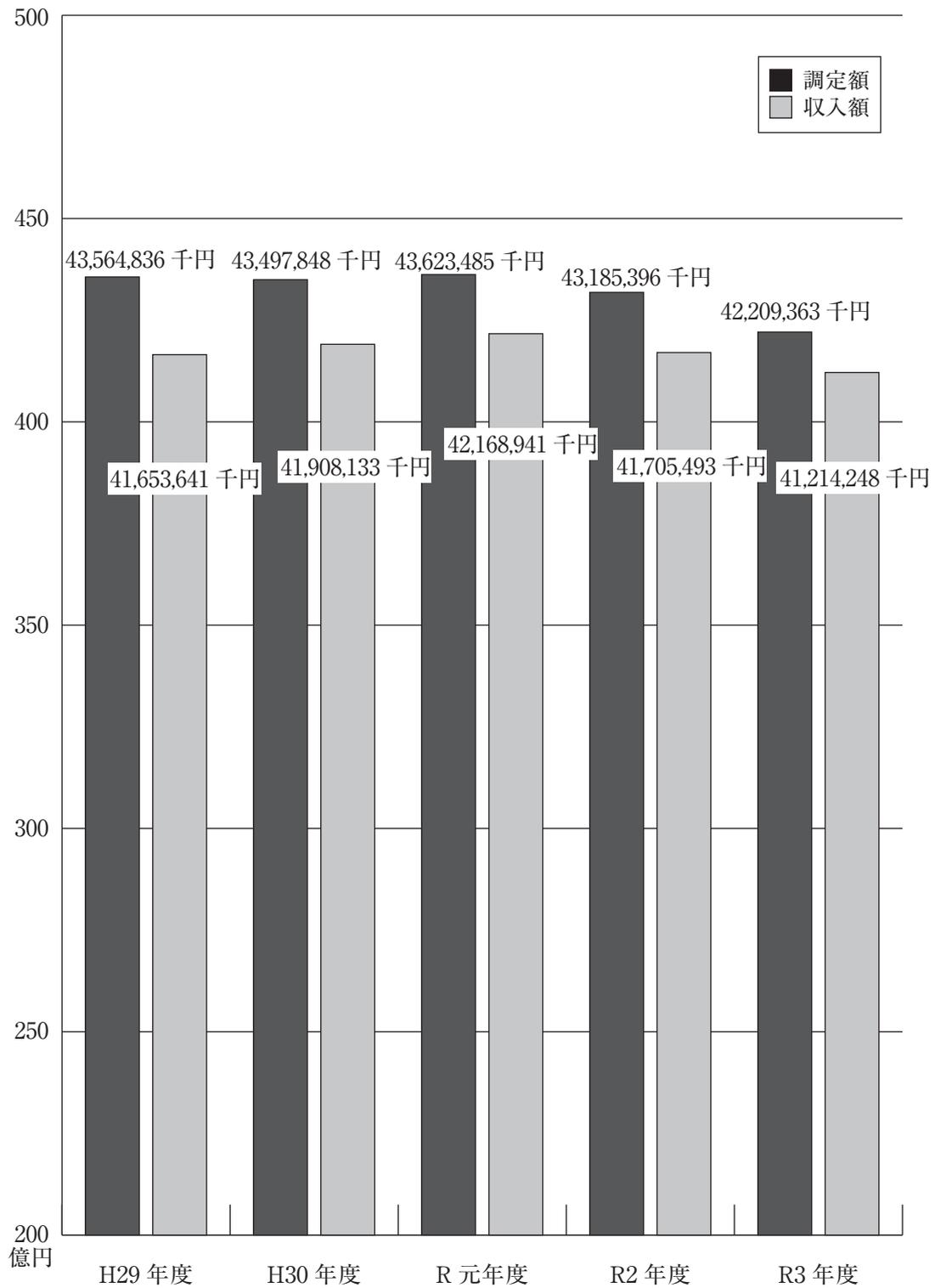
(単位:千円)

科 目	年 度	R 2				
		予 算 額	決 算 額		収 入 歩 合	
			調 定 額	収 入 額	対 予 算 (%)	対 調 定 (%)
市 税		41,543,961	43,185,396	41,705,493	100.4	96.6
現 年 課 税 分		41,196,353	41,950,248	41,281,566	100.2	98.4
滞 納 繰 越 分		347,608	1,235,148	423,927	122.0	34.3
1 市 民 税		20,950,868	21,759,361	21,007,949	100.3	96.5
現 年 課 税 分		20,780,055	21,120,070	20,793,100	100.1	98.5
個 人		16,648,015	16,874,952	16,662,825	100.1	98.7
法 人		4,132,040	4,245,118	4,130,275	100.0	97.3
均 等 割		1,306,138	1,313,241	1,276,255	97.7	97.2
法 人 税 割		2,825,902	2,931,877	2,854,020	101.0	97.3
滞 納 繰 越 分		170,813	639,291	214,849	125.8	33.6
2 固 定 資 産 税		16,408,320	17,101,518	16,471,552	100.4	96.3
現 年 課 税 分		16,256,348	16,590,572	16,288,742	100.2	98.2
固 定 資 産 税		16,057,203	16,397,727	16,095,897	100.2	98.2
土 地		5,406,460	5,499,625	5,398,564	99.9	98.2
家 屋		8,227,711	8,436,736	8,281,339	100.7	98.2
償 却 資 産		2,423,032	2,461,366	2,415,994	99.7	98.2
交付金及び納付金		199,145	192,845	192,845	96.8	100.0
滞 納 繰 越 分		151,972	510,946	182,810	120.3	35.8
3 軽 自 動 車 税		684,211	737,130	685,029	100.1	92.9
現 年 課 税 分		671,943	687,194	671,223	99.9	97.7
滞 納 繰 越 分		12,268	49,936	13,806	112.5	27.6
4 市 た ば こ 税		1,827,305	1,864,314	1,864,314	102.0	100.0
現 年 課 税 分		1,827,305	1,864,314	1,864,314	102.0	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
5 入 湯 税		6,120	3,871	3,871	63.3	100.0
現 年 課 税 分		6,120	3,871	3,871	63.3	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
6 都 市 計 画 税		1,667,137	1,719,202	1,672,778	100.3	97.3
現 年 課 税 分		1,654,582	1,684,227	1,660,316	100.3	98.6
滞 納 繰 越 分		12,555	34,975	12,462	99.3	35.6
前 年 比	市 税	97.9	99.0	98.9		
	現 年 課 税 分	97.8	99.4	98.9		
	滞 納 繰 越 分	106.0	87.8	101.2		

(単位:千円)

科 目	年 度	R 3				
		予 算 額	決 算 額		収 入 歩 合	
			調 定 額	収 入 額	対 予 算 (%)	対 調 定 (%)
市 税		40,173,055	42,209,363	41,214,248	102.6	97.6
現 年 課 税 分		39,454,672	41,050,596	40,694,664	103.1	99.1
滞 納 繰 越 分		718,383	1,158,767	519,584	72.3	44.8
1 市 民 税		19,917,540	21,350,003	20,799,142	104.4	97.4
現 年 課 税 分		19,572,924	20,764,410	20,584,594	105.2	99.1
個 人		16,246,141	16,594,431	16,426,753	101.1	99.0
法 人		3,326,783	4,169,979	4,157,841	125.0	99.7
均 等 割		1,296,119	1,287,048	1,284,773	99.1	99.8
法 人 税 割		2,030,664	2,882,931	2,873,068	141.5	99.7
滞 納 繰 越 分		344,616	585,593	214,548	62.3	36.6
2 固 定 資 産 税		15,999,737	16,450,457	16,076,964	100.5	97.7
現 年 課 税 分		15,671,969	15,950,245	15,803,389	100.8	99.1
固 定 資 産 税		15,480,293	15,758,851	15,611,995	100.9	99.1
土 地		5,351,885	5,448,532	5,401,750	100.9	99.1
家 屋		7,828,756	7,923,005	7,852,834	100.3	99.1
償 却 資 産		2,299,652	2,387,314	2,357,411	102.5	98.7
交 付 金 及 び 納 付 金		191,676	191,394	191,394	100.0	100.0
滞 納 繰 越 分		327,768	500,212	273,575	83.5	54.7
3 軽 自 動 車 税		708,206	757,820	709,736	100.2	93.7
現 年 課 税 分		695,609	715,187	699,462	100.6	97.8
滞 納 繰 越 分		12,597	42,633	10,274	81.6	24.1
4 市 た ば こ 税		1,908,808	1,993,693	1,993,693	104.4	100.0
現 年 課 税 分		1,908,808	1,993,693	1,993,693	104.4	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
5 入 湯 税		3,600	7,505	7,505	208.5	100.0
現 年 課 税 分		3,600	7,505	7,505	208.5	100.0
滞 納 繰 越 分		-	-	-	-	-
6 都 市 計 画 税		1,635,164	1,649,885	1,627,208	99.5	98.6
現 年 課 税 分		1,601,762	1,619,556	1,606,021	100.3	99.2
滞 納 繰 越 分		33,402	30,329	21,187	63.4	69.9
前 年 比	市 税	96.7	97.7	98.8		
	現 年 課 税 分	95.8	97.9	98.2		
	滞 納 繰 越 分	206.7	93.8	122.6		

16 市税の決算額の推移



# [市民税]

## 1 個人市民税納税義務者調 (7月1日現在)

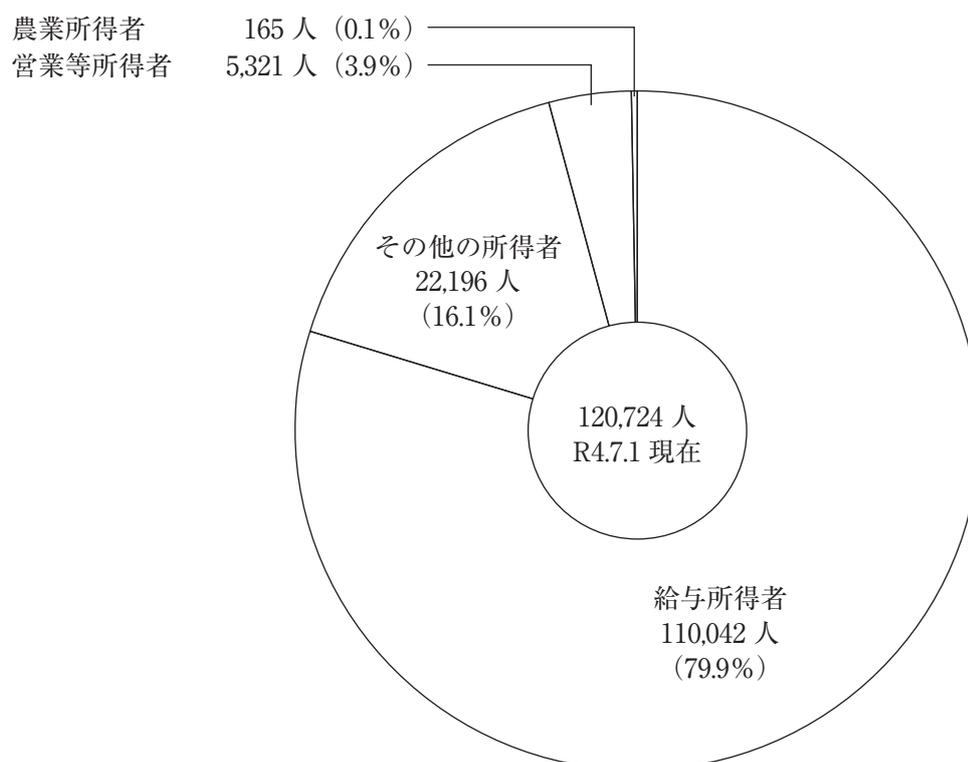
区 分	H30		R1	
	人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
均 等 割 の み の 者	8,346	6.3	8,387	6.2
所 得 割 の み の 者	-	-	-	-
均 等 割 所 得 割 の 者	124,302	93.7	125,820	93.8
計	132,648	100.0	134,207	100.0
前 年 比 ( % )	101.1		101.2	

## 2 個人市民税調定額調 (7月1日現在)

区 分	H30		R1	
	調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)
均 等 割	464,268	2.8	469,724	2.9
所 得 割	15,957,121	97.2	15,933,878	97.1
計	16,421,389	100.0	16,403,602	100.0
前 年 比 ( % )	102.2		102.2	

## 3 個人市民税所得者区分別課税状況

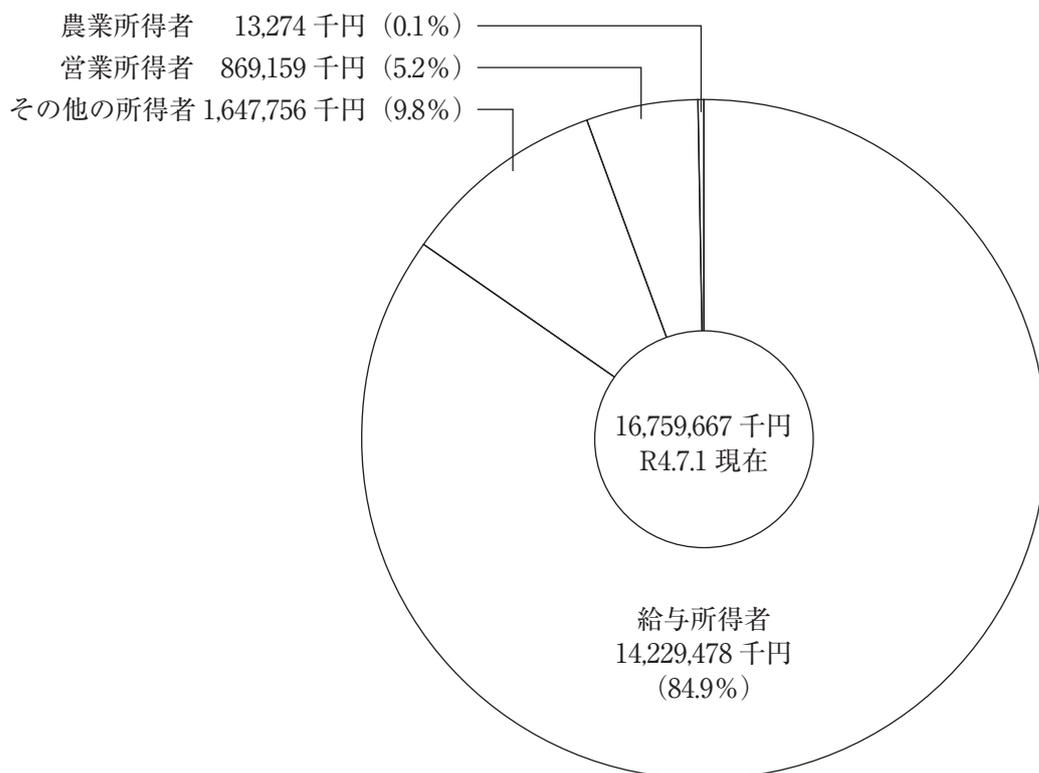
### (1) 納税義務者数



R2		R3		R4	
人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
8,399	6.2	8,296	6.1	8,263	6.0
-	-	-	-	-	-
127,084	93.8	127,714	93.9	129,461	94.0
135,483	100.0	136,010	100.0	137,724	100.0
101.0		100.4		101.3	

R2		R3		R4	
調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)
474,191	2.8	476,032	2.9	482,034	2.9
16,203,135	97.2	15,861,293	97.1	16,277,633	97.1
16,677,326	100.0	16,337,325	100.0	16,759,667	100.0
101.7		98.0		102.6	

(2) 税 額 (調定額)



#### 4 個人市民税年度別所得割納税義務者調（7月1日現在）

区 分	年 度	H30		R1	
		人 員 (人)	構 成 比 (%)	人 員 (人)	構 成 比 (%)
給 与 所 得		100,921	81.2	102,487	81.5
営 業 ( 等 ) 所 得		4,385	3.5	4,415	3.5
農 業 所 得		214	0.2	181	0.1
そ の 他 の 所 得		18,782	15.1	18,737	14.9
合 計		124,302	100.0	125,820	100.0

#### 5 個人市民税年度別所得割額調（7月1日現在）

区 分	年 度	H30		R1	
		税 額 (千円)	構 成 比 (%)	税 額 (千円)	構 成 比 (%)
給 与 所 得		13,408,157	84.0	13,584,817	85.3
営 業 ( 等 ) 所 得		749,853	4.7	761,333	4.7
農 業 所 得		20,222	0.1	13,370	0.1
そ の 他 の 所 得		1,778,889	11.2	1,574,358	9.9
合 計		15,957,121	100.0	15,933,878	100.0

#### 6 個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調（7月1日現在）（単位:人）

課税標準額の段階	年 度	R2	R3	R4
10万円以下の金額		4,726	4,739	4,581
10万円を超え 100万円以下		39,936	40,419	40,148
100万円 ♪ 200万円 ♪		35,840	36,358	36,648
200万円 ♪ 300万円 ♪		19,701	19,945	20,838
300万円 ♪ 400万円 ♪		11,303	11,155	11,558
400万円 ♪ 550万円 ♪		8,618	8,189	8,521
550万円 ♪ 700万円 ♪		2,681	2,689	2,781
700万円 ♪ 1,000万円 ♪		2,269	2,215	2,299
1,000万円を超える金額		2,010	2,005	2,087
合 計		127,084	127,714	129,461

R2		R3		R4	
人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
103,861	81.7	104,468	81.8	106,060	81.9
4,409	3.5	4,517	3.5	4,604	3.6
148	0.1	143	0.1	124	0.1
18,666	14.7	18,586	14.6	18,673	14.4
127,084	100.0	127,714	100.0	129,461	100.0

R2		R3		R4	
税 額 (千円)	構成比 (%)	税 額 (千円)	構成比 (%)	税 額 (千円)	構成比 (%)
13,770,529	85.0	13,542,972	85.4	13,844,331	85.1
759,249	4.7	760,768	4.8	850,536	5.2
13,106	0.1	13,592	0.1	12,696	0.1
1,660,251	10.2	1,543,961	9.7	1,570,070	9.6
16,203,135	100.0	15,861,293	100.0	16,277,633	100.0

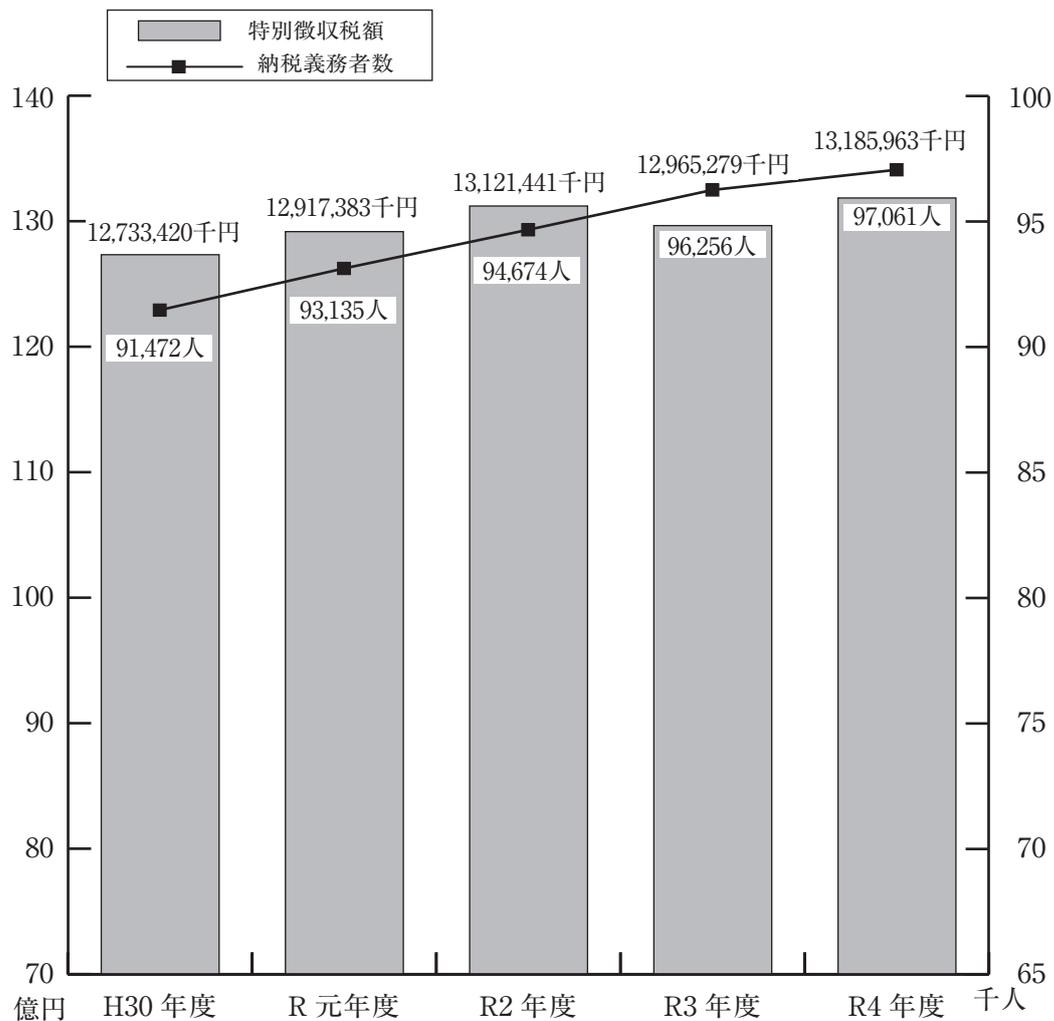
7 個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況 (7月1日現在) (単位:千円)

課税標準額の段階 \ 年 度	R2	R3	R4
10万円以下の金額	91,907	79,764	58,995
10万円を超え 100万円以下	1,264,824	1,284,050	1,272,235
100万円 〃 200万円 〃	2,955,403	2,968,859	2,989,547
200万円 〃 300万円 〃	2,719,835	2,740,298	2,839,721
300万円 〃 400万円 〃	2,312,344	2,229,771	2,289,538
400万円 〃 550万円 〃	2,311,215	2,177,306	2,252,981
550万円 〃 700万円 〃	952,445	952,513	981,644
700万円 〃 1,000万円 〃	1,085,322	1,046,679	1,090,959
1,000万円を超える金額	2,509,109	2,382,018	2,501,925
合 計	16,202,404	15,861,258	16,277,545

## 8 個人市民税特別徴収義務者等に関する調（7月1日現在）

区分		年度	H30	R1	R2	R3	R4
特別徴収義務者数（人）	給与特徴		13,198	13,485	13,646	13,769	13,918
	年金特徴		8	7	7	7	7
納税義務者数（人）	給与特徴		91,472	93,135	94,674	96,256	97,061
	年金特徴		19,666	20,029	20,222	20,613	20,852
うち均等割のみ（人）	給与特徴		2,845	2,884	2,902	2,955	2,945
	年金特徴		2,660	2,770	2,862	2,939	3,068
特別徴収税額（千円）	給与特徴		12,733,420	12,917,383	13,121,441	12,965,279	13,185,963
	年金特徴		627,291	621,359	625,105	633,700	639,171

## 9 個人市民税特別徴収税額(給与特徴)の推移



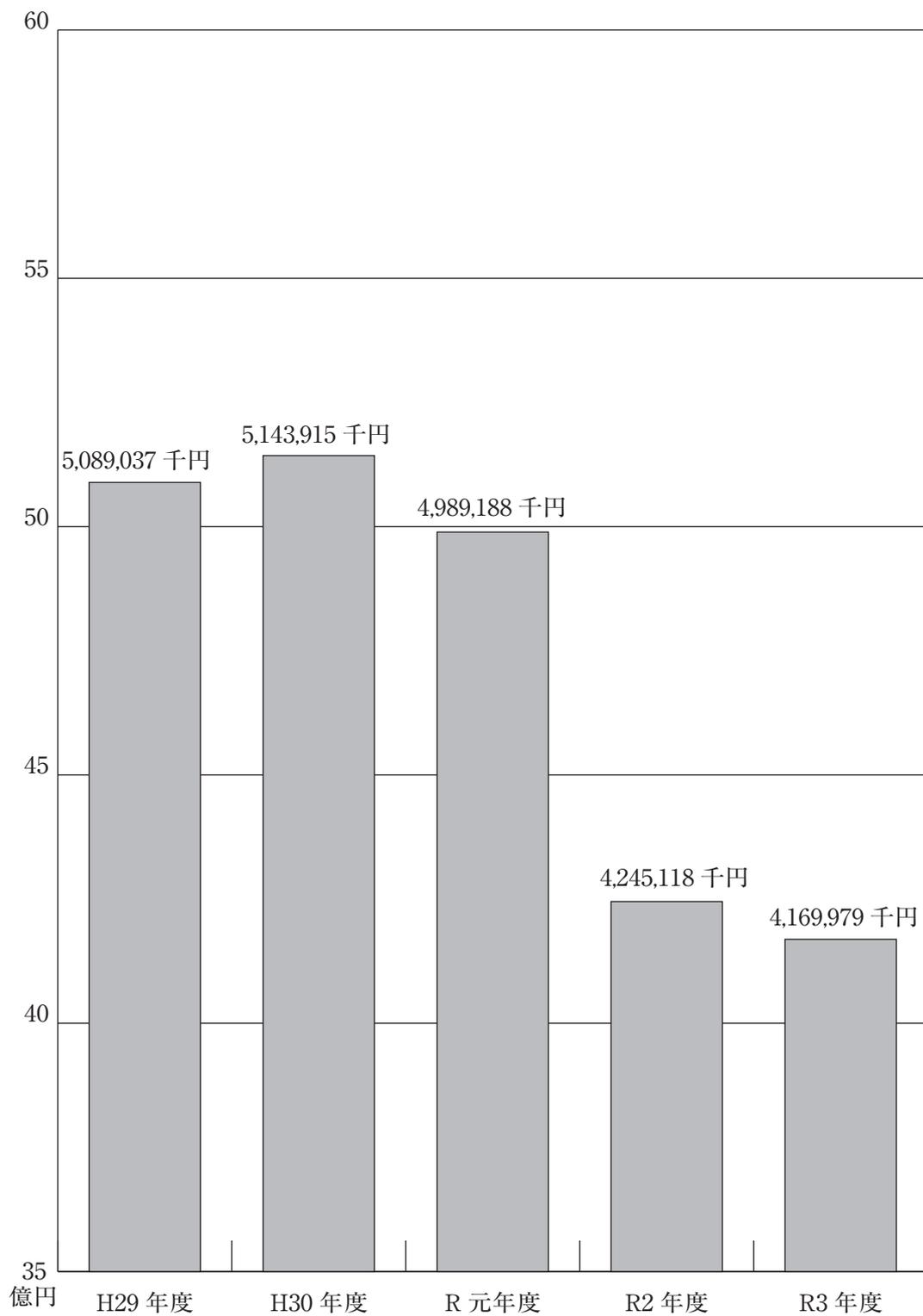
## 10 法人市民税調定額調 (3月31日現在)

年度	区分	納税義務者数(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	合計(千円)
H29		8,540	1,344,800	3,744,237	5,089,037
H30		8,593	1,323,868	3,820,047	5,143,915
R1		8,665	1,321,209	3,667,979	4,989,188
R2		8,673	1,313,241	2,931,877	4,245,118
R3		8,757	1,287,048	2,882,931	4,169,979

## 11 法人市民税年度月別調定額調

年度	R1		R2		R3	
	申告件数 (件)	調定額 (千円)	申告件数 (件)	調定額 (千円)	申告件数 (件)	調定額 (千円)
4月	1,107	149,476	1,021	129,766	1,019	119,916
5月	2,041	585,148	1,948	554,329	2,132	870,628
6月	1,812	1,473,283	1,738	1,297,402	1,654	798,311
7月	940	168,686	1,021	291,346	1,001	288,465
8月	1,005	219,502	1,017	226,225	971	160,363
9月	786	175,366	804	162,473	789	144,488
10月	882	179,539	897	184,486	855	177,535
11月	1,895	1,179,519	1,812	723,155	1,833	801,185
12月	959	432,748	924	355,420	929	440,184
1月	477	73,694	483	72,173	512	71,221
2月	786	133,897	828	118,408	870	131,415
3月	730	218,330	682	129,935	665	166,268
計	13,420	4,989,188	13,175	4,245,118	13,230	4,169,979

## 12 法人市民税調定額の推移



13 法人市民税均等割納税義務者数調 (3月31日現在)

法人の内訳		R元年度 (社)	R2年度 (社)	R3年度 (社)
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	69	68	68
10億円超 50億円以下	50人超	20	19	20
10億円超	50人以下	636	619	631
1億円超 10億円以下	50人超	58	57	56
1億円超 10億円以下	50人以下	480	479	472
1千万円超 1億円以下	50人超	141	141	148
1千万円超 1億円以下	50人以下	1,321	1,315	1,309
1千万以下	50人超	69	76	70
その他の法人		5,871	5,899	5,983
合 計		8,665	8,673	8,757

14 法人市民税均等割調定額調 (3月31日現在)

法人の内訳		R元年度 (千円)	R2年度 (千円)	R3年度 (千円)
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	202,781	260,616	146,058
10億円超 50億円以下	50人超	38,424	43,214	24,560
10億円超	50人以下	372,093	304,666	401,596
1億円超 10億円以下	50人超	25,126	26,030	21,094
1億円超 10億円以下	50人以下	98,022	92,320	96,954
1千万円超 1億円以下	50人超	24,159	24,576	24,702
1千万円超 1億円以下	50人以下	207,884	204,739	207,992
1千万以下	50人超	9,456	10,170	9,552
その他の法人		343,264	346,910	354,540
合 計		1,321,209	1,313,241	1,287,048

15 法人市民税業種別税割額調 (3月31日現在)

年度 産業区分	R 1			R 2			R 3		
	調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)
建設業	480,693	102.9	13.1	433,943	90.3	14.8	378,573	87.2	14.8
製造業	297,430	99.0	8.1	191,250	64.3	6.5	167,500	87.6	6.5
卸・小売業	798,865	102.0	21.8	601,112	75.2	20.5	620,739	103.3	20.5
金融・保険業	871,755	91.7	23.8	677,165	77.7	23.1	757,243	111.8	23.1
不動産業	222,882	83.4	6.1	192,546	86.4	6.6	192,643	100.1	6.6
運輸・通信業	246,290	84.9	6.7	181,409	73.7	6.2	104,155	57.4	6.2
電気・ガス業	112,945	89.1	3.1	114,456	101.3	3.9	129,838	113.4	3.9
サービス業	555,286	95.4	15.1	443,716	79.9	15.1	480,841	108.4	15.1
その他(農業・水産)	7,478	126.8	0.2	4,731	63.3	0.2	1,751	37.0	0.2
随時分	74,355	158.9	2.0	91,549	123.1	3.1	49,648	54.2	3.1
合計	3,667,979	96.0	100.0	2,931,877	79.9	100.0	2,882,931	98.3	100.0

〔市たばこ税〕

1 市たばこ税調定額調

区分 年度	売渡本数 (本)	調定調 (千円)	調定額 前年比 (%)	税 率
H29	377,892,245	1,962,153	93.3	1,000本につき5,262円 旧3級品については、3,355円
H30	374,394,023	1,910,309	97.4	1,000本につき5,262円[平成30年9月まで] 1,000本につき5,692円 [平成30年10月以降] 旧3級品については、4,000円
R1	340,667,129	1,931,502	101.1	1,000本につき5,692円 旧3級品については、4,000円 [令和元年9月まで] 令和元年10月以降は5,692円
R2	334,908,150	1,864,314	96.5	1,000本につき5,692円[令和2年9月まで] 1,000本につき6,122円 [令和2年10月以降]
R3	333,243,783	1,993,693	106.9	1,000本につき6,122円[令和3年9月まで] 1,000本につき6,552円 [令和3年10月以降]

※平成29年度調定額については、「手持品課税 250,007円」を含む。  
 ※平成30年度調定額については、「手持品課税 9,221,933円」を含む。  
 ※令和元年度調定額については、「手持品課税 116,531円」を含む。  
 ※令和2年度調定額については、「手持品課税 7,673,640円」を含む。  
 ※令和3年度調定額については、「手持品課税 7,464,176円」を含む。

2 たばこ月別売渡本数調

年度 月	R1		R2		R3	
	売渡本数 (本)	前年比 (%)	売渡本数 (本)	前年比 (%)	売渡本数 (本)	前年比 (%)
4月	28,605,815	93.5	27,174,634	95.0	27,822,303	102.4
5月	28,859,345	97.3	25,244,550	87.5	27,000,667	107.0
6月	30,590,775	101.7	26,138,665	85.4	25,377,549	97.1
7月	26,888,292	86.6	27,764,814	103.3	27,319,464	98.4
8月	30,879,189	101.2	28,745,637	93.1	26,966,602	93.8
9月	29,206,651	91.0	26,850,683	91.9	26,333,844	98.1
10月	30,095,208	70.9	36,243,675	120.4	36,839,717	101.6
11月	26,722,408	102.3	24,159,877	90.4	23,884,936	98.9
12月	27,160,947	91.1	26,568,811	97.8	26,107,063	98.3
1月	28,800,380	93.6	29,435,587	102.2	29,080,781	98.8
2月	27,754,616	87.8	28,531,969	102.8	28,924,719	101.4
3月	25,103,503	84.7	28,049,248	111.7	27,586,138	98.3
合 計	340,667,129	91.0	334,908,150	98.3	333,243,783	99.5

## 〔軽自動車税〕

## 1 環境性能割調定状況

年 度	R2		R3	
区 分	台 数 (台)	調 定 額 (千円)	台 数 (台)	調 定 額 (千円)
		1,127	19,301	1,365

## 2 種別割課税状況 (7月1日現在)

区 分		年 度		H30			R1		
		台 数 (台)	調 定 額 (千円)	台 数 比 前年 (%)	台 数 (台)	調 定 額 (千円)	台 数 比 前年 (%)		
原 動 機 付 自 転 車	5 0 cc 以 下	7,648	15,296	94.6	7,236	14,472	94.6		
	9 0 cc 以 下	816	1,632	100.2	806	1,612	98.8		
	1 2 5 cc 以 下	1,421	3,410	105.1	1,517	3,641	106.8		
	ミ ニ カ ー	199	736	105.8	210	777	105.5		
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車	3,100	11,160	100.3	3,124	11,246	100.8		
	三 輪 車	3	11	100.0	2	8	66.7		
	四 輪 車	乗 用							
		貨 物							
	乗 用	営 業 用	8	54	88.8	9	63	112.5	
	乗 用	自 家 用	53,251	475,491	101.4	54,094	496,689	101.6	
	貨 物	営 業 用	477	1,645	101.4	500	1,773	104.8	
貨 物	自 家 用	16,098	80,248	98.2	16,009	80,836	99.4		
	農 耕 用	1,583	3,799	97.8	1,576	3,782	99.6		
	特 殊 作 業 用	359	2,118	103.4	379	2,236	105.6		
二 輪 の 小 型 自 動 車		3,998	23,988	102.3	4,063	24,378	101.6		
合 計		88,961	619,588	100.2	89,525	641,513	100.6		

## 3 非課税及び減免状況 (7月1日現在)

年 度	区 分	非 課 税		減 免		合 計	
		(台)	(千円)	(台)	(千円)	(台)	(千円)
H30		547	2,364	714	5,832	1,261	8,196
R1		553	2,422	736	6,302	1,289	8,724
R2		587	2,555	749	6,640	1,336	9,195
R3		597	2,738	750	6,726	1,347	9,464
R4		586	2,754	757	7,092	1,343	9,846

R2			R3			R4		
台 数	調 定 額	台 数 比	台 数	調 定 額	台 数 比	台 数	調 定 額	台 数 比
(台)	(千円)	(%)	(台)	(千円)	(%)	(台)	(千円)	(%)
6,898	13,796	95.3	6,574	13,148	95.3	6,338	12,676	96.4
821	1,642	101.9	841	1,682	102.4	894	1,788	106.3
1,584	3,802	104.4	1,663	3,991	105.0	1,854	4,450	111.5
205	759	97.6	212	784	103.4	238	881	112.3
3,133	11,279	100.3	3,241	11,668	103.4	3,418	12,305	105.5
2	8	100.0	2	8	100.0	1	5	50.0
8	55	88.9	8	57	100.0	9	64	112.5
55,255	522,508	102.1	55,968	544,384	101.3	56,067	564,958	100.2
508	1,831	101.6	566	2,104	111.4	581	2,163	102.7
15,956	81,540	99.7	15,730	81,190	98.6	15,800	82,344	100.4
1,604	3,850	101.8	1,820	4,368	113.5	1,968	4,723	108.1
404	2,384	106.6	424	2,502	105.0	441	2,602	104.0
4,181	25,086	102.9	4,299	25,794	102.8	4,504	27,024	104.8
90,559	668,540	101.2	91,348	691,680	100.9	92,113	715,983	100.8

#### 4 標識弁償金調定額調（決算額）

区 分	年 度				
	H29	H30	R1	R2	R3
件 数 (台)	196	173	126	145	109
弁 償 金 (円)	29,400	25,950	18,900	21,750	16,350

〔固定資産税，都市計画税〕

1 固定資産税資産別調定額調（5月31日現在）

（単位：千円）

年度		R1	R2	R3	R4
固定資産	土地	5,513,778	5,499,670	5,448,087	5,445,731
	家屋	8,183,195	8,437,496	7,921,995	8,473,329
	償却資産	2,344,002	2,433,008	2,341,911	2,399,271
	計	16,040,975	16,370,174	15,711,993	16,318,331
交付金		199,145	192,845	191,394	189,254
納付金		-	-	-	-
合計		16,240,120	16,563,019	15,903,387	16,507,585
前年比（%）		101.7	102.0	96.0	103.8

2 固定資産税資産別納税義務者調（5月31日現在）

（単位：人）

年度		R1	R2	R3	R4
土地		73,762	74,496	75,286	76,180
家屋		79,596	80,368	80,846	81,853
償却資産		3,531	3,780	3,535	3,962

（注）法定免税点以上のもの

3 都市計画税資産別調定額調（5月31日現在）

（単位：千円）

年度		R1	R2	R3	R4
土地		762,607	760,911	752,963	751,605
家屋		901,291	923,245	866,263	922,731
合計		1,663,898	1,684,156	1,619,226	1,674,336
前年比（%）		101.6	101.2	96.1	103.4

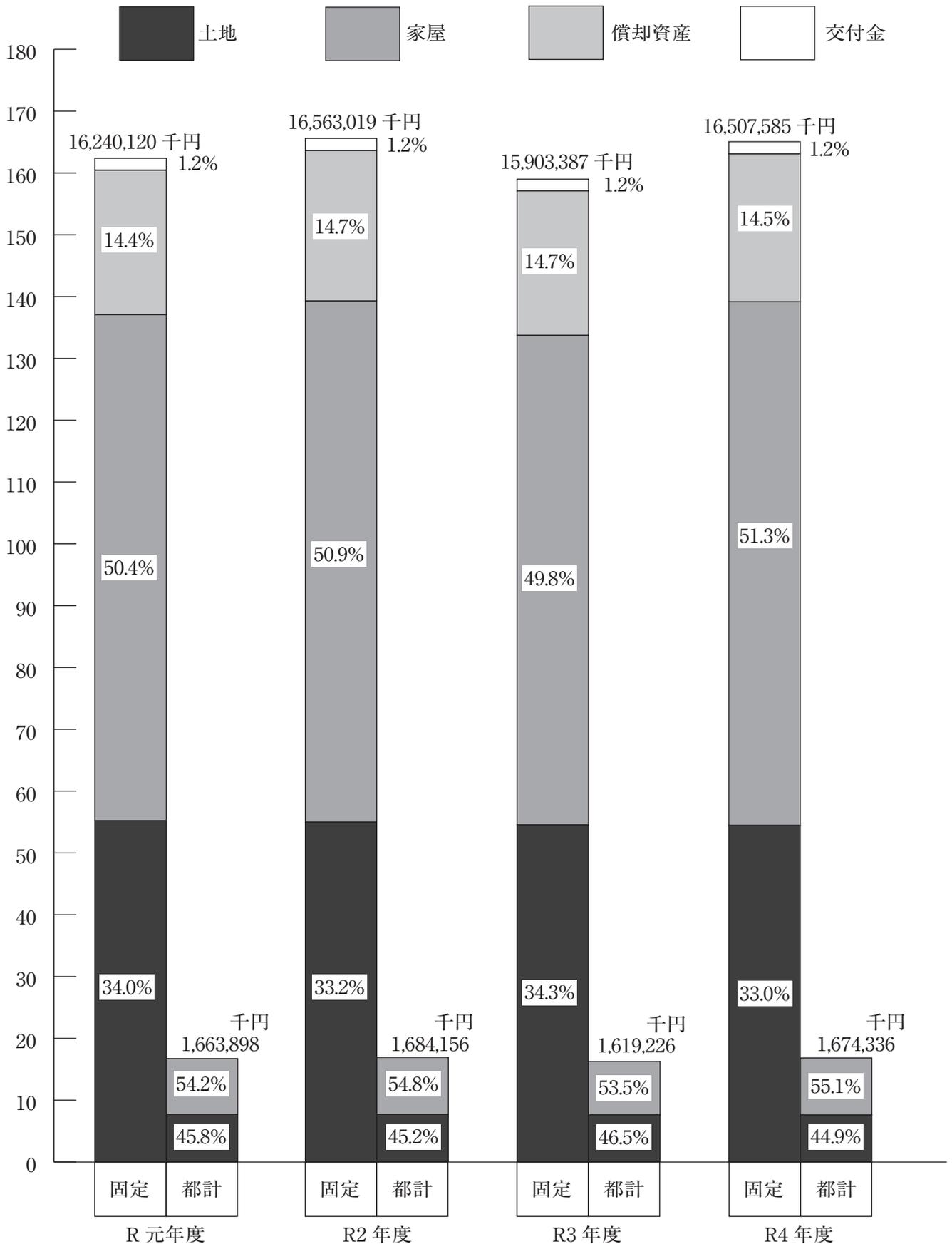
4 都市計画税資産別納税義務者調（5月31日現在）

（単位：人）

年度		R1	R2	R3	R4
土地		48,876	49,176	49,576	49,953
家屋		54,175	54,543	54,758	55,307

（注）法定免税点以上のもの

5 固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移（5月31日現在）



## 6 土地評価の概要 (5月31日現在)

### (1) 総括

区分 地目		地積				決 額
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未 満 (㎡) (ハ)	法定免税点 以 上 (㎡) (ロ)-(ハ) (ニ)	
田	一 般 田	143,189	34,425,354	1,451,927	32,973,427	3,516,526
	介在田・市街化区域田	-	191,798	116	191,682	1,165,670
畑	一 般 畑	356,690	37,267,996	2,546,490	34,721,506	1,810,148
	介在畑・市街化区域畑	-	1,955,808	3,415	1,952,393	20,999,199
宅 地	小規模住宅用地		19,671,915	76,002	19,595,913	439,092,012
	一般住宅用地		13,545,690	8,197	13,537,493	207,431,492
	住宅用地以外の宅地		10,382,069	693	10,381,376	240,275,745
	計	3,866,023	43,599,674	84,892	43,514,782	886,799,249
池	沼	781,452	38,061	1,478	36,583	6,718
山 林	一 般 山 林	2,030,614	26,855,088	2,814,928	24,040,160	980,010
	介 在 山 林	47,292	829,248	15,103	814,145	2,735,577
牧	場	-	203,918	733	203,185	4,419
原	野	101,462	1,545,887	393,781	1,152,106	224,743
雑 種 地	ゴルフ場用地	2,532	2,692,109	208	2,691,901	2,956,472
	遊園地等の用地	20,404	70,565	-	70,565	444,136
	鉄軌道用地	1,053	587,350	-	587,350	5,269,994
	その他の雑種地	3,056,315	11,782,224	445,600	11,336,624	86,830,306
	計	3,080,304	15,132,248	445,808	14,686,440	95,500,908
そ の 他		44,867,894				
合	計	55,274,920	162,045,080	7,758,671	154,286,409	1,013,743,167

### (2) 納税義務者数

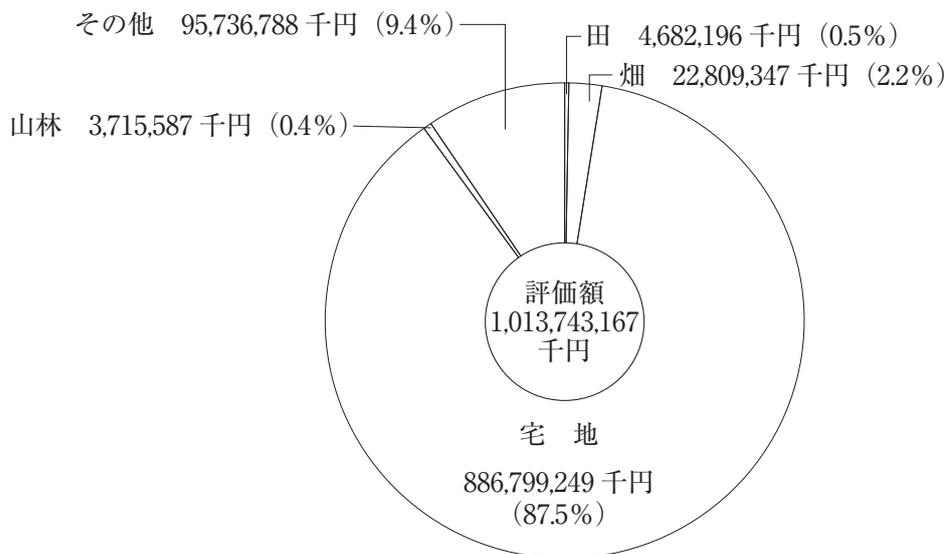
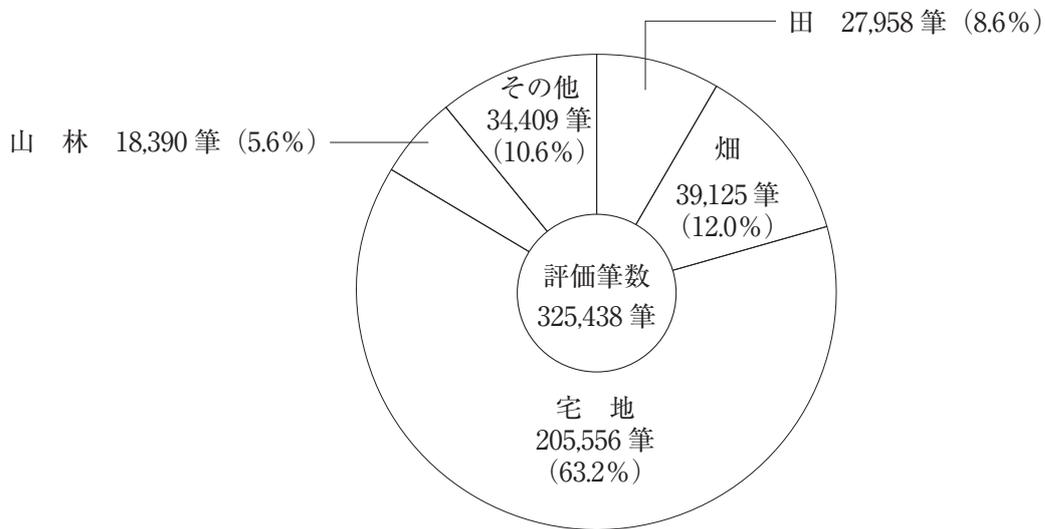
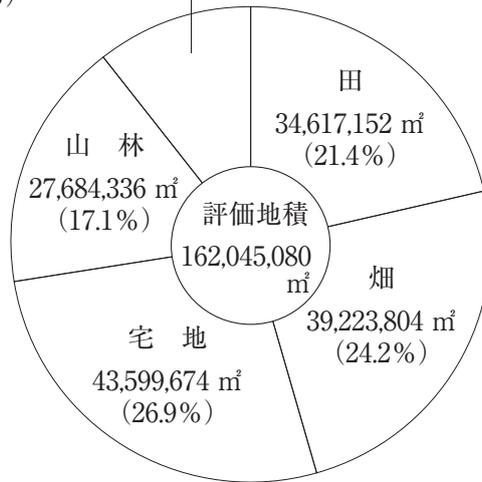
(単位：人)

総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
86,038	9,858	76,180

定 価 格			筆 数				単位当り価格	
法定免税点 未 満 (千円) (へ)	法定免税点 以 上 (千円) (ホ)-(へ) (ト)	(ト)の課税 標 準 額 (千円) (チ)	非課税 地 筆 (筆) (リ)	評 価 総 筆 (筆) (ヌ)	法 定 免 税 点 未 満 (筆) (ル)	法定免税 点 以 上 (筆) (ヌ)-(ル) (ヲ)	平均価格 (ホ) (ロ) (円/m <sup>2</sup> ) (ワ)	最高価格 (円/m <sup>2</sup> ) (カ)
133,309	3,383,217	3,507,649	156	27,630	1,835	25,795	102	139
1,016	1,164,654	602,764	-	328	2	326	6,078	16,632
116,355	1,693,793	1,808,971	183	35,761	3,162	32,599	49	78
25,162	20,974,037	7,678,802	-	3,364	46	3,318	10,737	32,334
920,065	438,171,947	73,102,508		106,615	1,152	105,463	22,321	120,128
96,293	207,335,199	69,072,409		75,731	551	75,180	15,313	98,494
9,099	240,266,646	166,913,416		23,210	77	23,133	23,143	180,146
1,025,457	885,773,792	309,088,333	2,419	205,556	1,780	203,776	20,340	180,146
72	6,646	5,547	403	35	8	27	177	2,616
102,770	877,240	980,010	480	17,439	3,102	14,337	36	50
2,316	2,733,261	1,914,827	110	951	37	914	3,299	15,913
13	4,406	4,419	-	229	1	228	22	72
11,911	212,832	170,500	200	2,638	669	1,969	145	18,285
239	2,956,233	2,069,530	1	672	1	671	1,098	1,150
-	444,136	313,895	22	5	-	5	6,294	6,294
-	5,269,994	3,483,135	9	1,705	-	1,705	8,972	102,184
468,379	86,361,927	60,451,161	11,908	29,125	4,343	24,782	7,370	87,884
468,618	95,032,290	66,317,721	11,940	31,507	4,344	27,163	6,311	102,184
			86,836					
1,886,999	1,011,856,168	392,079,543	102,727	325,438	14,986	310,452	6,256	

(3) 土地の評価状況

その他 16,920,114 m<sup>2</sup> (10.4%)



## 7 土地評価の推移（5月31日現在）

### (1) 課税地積

年度 地目	R2		R3		R4	
	地積(m <sup>2</sup> )	前年比(%)	地積(m <sup>2</sup> )	前年比(%)	地積(m <sup>2</sup> )	前年比(%)
田	34,840,434	99.9	34,758,453	99.8	34,617,152	99.6
畑	39,871,273	99.1	39,445,998	98.9	39,223,804	99.4
宅地	43,173,452	100.4	43,385,069	100.5	43,599,674	100.5
池沼	38,061	100.0	38,061	100.0	38,061	100.0
山林	28,019,136	99.5	27,813,387	99.3	27,684,336	99.5
牧場	204,030	100.0	204,029	100.0	203,918	99.9
原野	1,571,135	99.3	1,539,940	98.0	1,545,887	100.4
雑種地	14,443,315	101.7	14,827,748	102.7	15,132,248	102.1
計	(55,159,164) 162,160,836	99.9	(55,307,315) 162,012,685	99.9	(55,274,920) 162,045,080	100.0

(注) ( )内は非課税地積

### (2) 課税筆数

年度 地目	R2		R3		R4	
	筆数(筆)	前年比(%)	筆数(筆)	前年比(%)	筆数(筆)	前年比(%)
田	28,166	99.8	28,082	99.7	27,958	99.6
畑	39,602	99.4	39,328	99.3	39,125	99.5
宅地	201,202	100.8	203,474	101.1	205,556	101.0
池沼	35	100.0	35	100.0	35	100.0
山林	18,473	99.8	18,380	99.5	18,390	100.1
牧場	225	100.0	229	101.8	229	100.0
原野	2,646	99.3	2,632	99.5	2,638	100.2
雑種地	30,255	101.4	31,019	102.5	31,507	101.6
計	(102,283) 320,604	100.6	(102,133) 323,179	100.8	(102,727) 325,438	100.7

(注) ( )内は非課税筆数

### (3) 評価額

年度 地目	R2		R3		R4	
	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)
田	4,539,029	99.8	4,548,861	100.2	4,682,196	102.9
畑	25,003,265	97.4	23,516,438	94.0	22,809,347	97.0
宅地	893,273,618	99.9	887,150,119	99.3	886,799,249	100.0
池沼	6,739	100.0	6,737	100.0	6,718	99.7
山林	4,531,839	94.7	3,929,428	86.7	3,715,587	94.6
牧場	4,427	100.0	4,427	100.0	4,419	99.8
原野	258,414	89.7	242,211	93.7	224,743	92.8
雑種地	93,809,760	100.5	94,922,090	101.2	95,500,908	100.6
計	1,021,427,091	99.9	1,014,320,311	99.3	1,013,743,167	99.9

(注) R3年度は基準年度

8 宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの）（5月31日現在）

区分 地区別		地積 (㎡)(イ)	決定価格 (千円)(ロ)	課税標準額 (千円)	単位当り価格	
					平均価格 (円/㎡)(ロ)/(イ)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	-	-	-	-	-
	高度商業地区Ⅰ	-	-	-	-	-
	高度商業地区Ⅱ	160,978	14,559,929	9,284,339	90,447	180,146
	普通商業地区	2,031,070	89,293,619	50,830,303	43,964	94,390
	計	2,192,048	103,853,548	60,114,642	47,377	180,146
住宅地区	併用住宅地区	3,345,392	99,137,128	47,998,014	29,634	62,210
	高級住宅地区	-	-	-	-	-
	普通住宅地区	20,500,403	505,338,265	137,003,614	24,650	75,528
	計	23,845,795	604,475,393	185,001,628	25,349	75,528
工業地区	大工場地区	-	-	-	-	-
	中小工場地区	841,248	11,661,502	7,752,973	13,862	26,919
	家内工場地区	-	-	-	-	-
	計	841,248	11,661,502	7,752,973	13,862	26,919
村落地区	集団地区	3,643,459	55,378,170	18,381,844	15,199	24,897
	村落地区	12,623,175	109,471,742	37,094,011	8,672	23,365
	計	16,266,634	164,849,912	55,475,855	10,134	24,897
農業用施設の用に供する宅地		369,057	933,437	551,512	2,529	2,567
計		43,514,782	885,773,792	308,896,610	20,356	180,146

## 9 家屋評価の概要 (5月31日現在)

### (1) 総括

区分		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	非課税家屋の棟数及び床面積	
納税義務者数(人)		85,479	3,626	81,853	棟数	879棟
棟数(棟)	木造	89,539	4,803	84,736	床面積	863,318㎡
	木造以外	26,862	360	26,502		
	計	116,401	5,163	111,238		
床面積(㎡)	木造	9,323,920	168,697	9,155,223		
	木造以外	8,462,625	10,446	8,452,179		
	計	17,786,545	179,143	17,607,402		
決定価格(千円)	木造	245,730,170	246,610	245,483,560		
	木造以外	386,544,025	36,455	386,507,570		
	計	632,274,195	283,065	631,991,130		
単価(円)	木造	26,355	1,462	26,813		
	木造以外	45,677	3,490	45,729		
	計	35,548	1,580	35,893		

### (2) 家屋評価の推移

#### ① 全家屋

区分 年度	全家屋				非課税家屋		納税義務者 (人)
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単価 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	
H30	115,669	17,378,687	597,830,619	34,400	860	786,079	82,935
R1	115,849	17,522,833	616,231,388	35,167	822	781,606	83,652
R2	115,921	17,611,913	634,068,170	36,002	834	817,820	84,227
R3	115,811	17,689,599	619,857,882	35,041	829	837,827	84,776
R4	116,401	17,786,545	632,274,195	35,548	879	863,318	85,479

② 木造家屋

区分 年度	専用住宅				共同住宅・寄宿舍		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り 価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H30	62,982	7,266,930	192,033,085	26,426	1,934	455,301	16,039,733
R1	63,371	7,341,357	201,360,846	27,428	1,971	468,179	17,010,902
R2	63,862	7,415,930	210,812,145	28,427	1,988	477,424	17,783,268
R3	64,248	7,485,280	203,661,771	27,208	2,001	484,616	16,852,176
R4	64,903	7,570,711	212,874,798	28,118	2,026	493,659	17,612,231

区分 年度	旅館・料亭・ホテル				事務所・銀行・店舗		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り 価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H30	91	9,955	113,667	11,418	1,756	199,412	4,500,507
R1	91	9,955	113,667	11,418	1,765	203,256	4,853,813
R2	85	9,160	102,283	11,166	1,786	208,080	5,215,887
R3	85	9,160	98,045	10,704	1,769	207,339	4,929,643
R4	85	9,160	98,045	10,704	1,779	210,184	5,186,317

区分 年度	合 計			
	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 り 価 格 (円)
H30	89,249	9,019,975	222,639,427	24,683
R1	89,266	9,099,484	233,423,195	25,652
R2	89,222	9,171,003	244,090,086	26,615
R3	89,056	9,230,910	235,304,104	25,491
R4	89,539	9,323,920	245,730,170	26,355

併 用 住 宅				
単位当り 価 格 (円)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り 価 格 (円)
35,229	3,654	464,175	6,838,129	14,732
36,334	3,599	459,068	6,903,854	15,039
37,248	3,538	453,381	6,910,444	15,242
34,774	3,468	446,056	6,562,820	14,713
35,677	3,432	442,230	6,566,315	14,848

劇 場 ・ 病 院					工 場 ・ 倉 庫 ・ 土 蔵 ・ 附 属 家			
単位当り 価 格 (円)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り 価 格 (円)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当り 価 格 (円)
22,569	62	12,856	361,148	28,092	18,770	611,346	2,753,158	4,503
23,880	61	12,836	360,949	28,120	18,408	604,833	2,819,164	4,661
25,067	63	13,496	402,015	29,788	17,900	593,532	2,864,044	4,825
23,776	68	14,544	439,645	30,229	17,417	583,915	2,760,004	4,727
24,675	70	15,607	504,000	32,293	17,244	582,369	2,888,464	4,960

③ 非木造家屋

区分 年度	事務所・店舗・百貨店				住宅・アパート		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単価 単価 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H30	3,654	2,522,054	134,643,459	53,386	14,875	3,894,636	181,628,454
R1	3,653	2,528,978	135,398,865	53,539	15,051	3,949,761	187,872,427
R2	3,634	2,505,064	135,653,234	54,152	15,207	3,977,707	191,806,935
R3	3,614	2,514,318	134,350,611	53,434	15,333	4,000,921	189,903,509
R4	3,598	2,503,163	134,407,994	53,695	15,452	4,023,653	192,645,292

区分 年度	そ の 他				合	
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単価 単価 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)
H30	5,261	593,827	12,920,856	21,759	26,420	8,358,712
R1	5,242	592,860	13,046,213	22,006	26,583	8,423,349
R2	5,216	585,192	13,049,627	22,300	26,699	8,440,910
R3	5,183	582,997	12,603,873	21,619	26,755	8,458,689
R4	5,185	578,185	12,619,318	21,826	26,862	8,462,625

(3) 新增築家屋評価件数等調

区分 年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	前年比 (%)	減失棟数 (棟)
H30	1,714	268,611	21,436,382	113.0	1,395
R1	1,649	257,927	20,159,397	94.0	1,503
R2	1,612	252,697	20,756,712	103.0	1,615
R3	1,508	225,387	17,772,657	85.6	1,655
R4	1,513	196,920	15,199,536	85.5	978

単位当り 価 格 (円)	病院・ホテル			単位当り 価 格 (円)	工場・倉庫・市場			
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り 価 格 (円)
46,636	258	376,453	27,358,129	72,673	2,372	971,742	18,640,294	19,182
47,566	258	376,384	27,366,069	72,708	2,379	975,366	19,124,619	19,608
48,220	256	389,754	29,778,171	76,402	2,386	983,193	19,690,117	20,027
47,465	251	385,714	29,188,444	75,674	2,374	974,739	18,507,341	18,987
47,878	252	386,410	28,083,429	72,678	2,375	971,214	18,787,992	19,345

計	
決定価格 (千円)	単位当り 価 格 (円)
375,191,192	44,886
382,808,193	45,446
389,978,084	46,201
384,553,778	45,463
386,544,025	45,677

## 10 償却資産の概要 (5月31日現在)

### (1) 総括

種 類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準額の特例規定 の適用を受けるもの (千円)	左以外のもの (千円)	
市長が価格を 決定したもの	構 築 物	37,807,169	37,691,407	86,332	37,605,075
	機 械 及 び 装 置	52,032,052	49,144,000	675,334	48,468,666
	船 舶	22,444	22,444	-	22,444
	航 空 機	9,910	9,910	-	9,910
	車 両 及 び 運 搬 具	1,064,853	1,064,853	-	1,064,853
	工 具 器 具 及 び 備 品	26,443,187	26,298,785	9,217	26,289,568
	小 計	117,379,615	114,231,399	770,883	113,460,516
法第389条 関 係	総務大臣が価格等を 決定配分したもの	51,518,970	48,155,709		
	道府県知事が価格等 を決定配分したもの	10,295,515	9,153,175		
	小 計	61,814,485	57,308,884		
合 計	179,194,100	171,540,283			

### (2) 納税義務者数

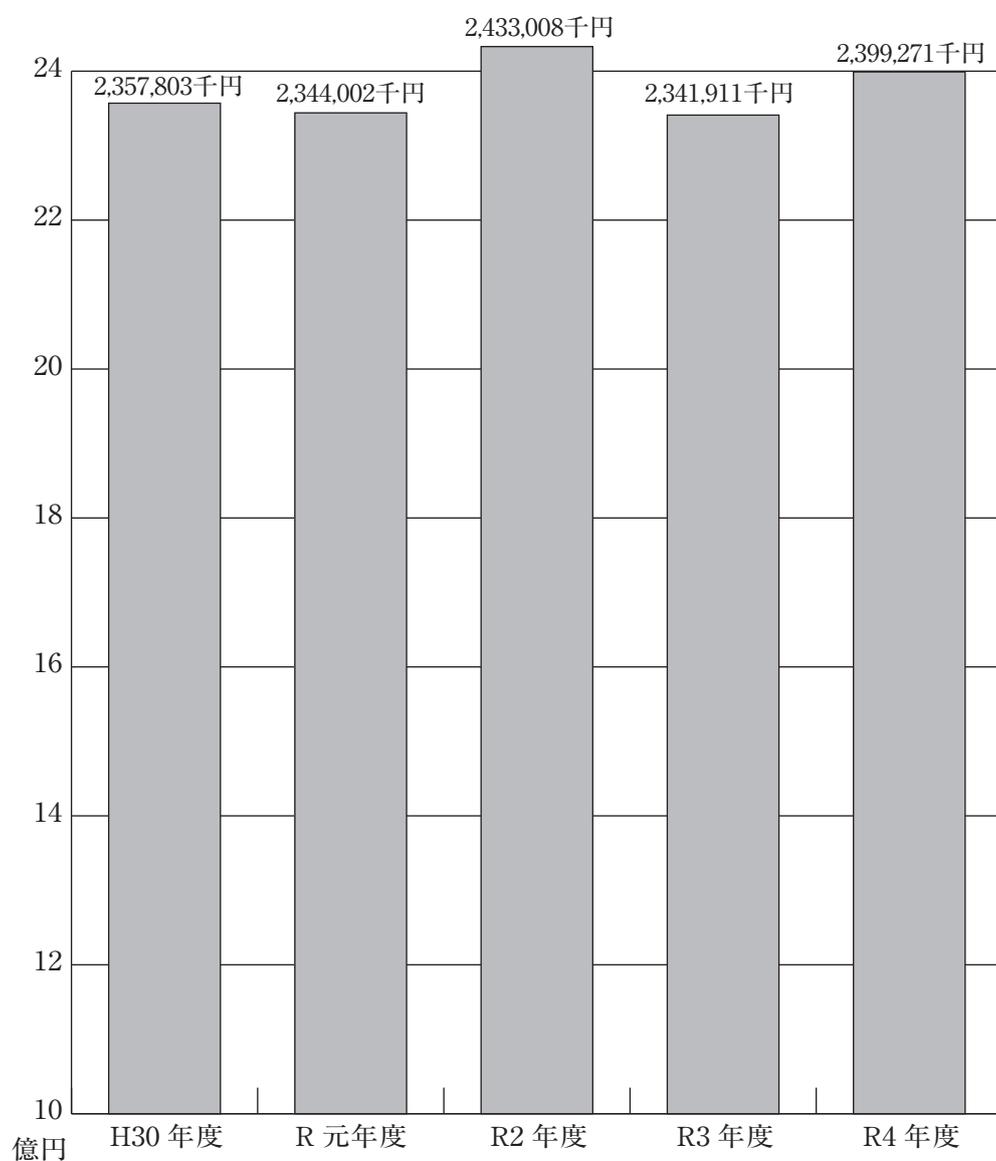
(単位：人)

総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
7,616	3,654	3,962

(3) 償却資産調定額等調

年 度	納税義務者数 (人)	調 定 額 (千円)
H30	3,354	2,357,803
R1	3,531	2,344,002
R2	3,780	2,433,008
R3	3,535	2,341,911
R4	3,962	2,399,271

(4) 償却資産調定額の推移



## 11 固定資産課税台帳の閲覧状況（5月1日現在）

年度	区分	土地	家屋	償却資産	計
		(件)	(件)	(件)	(件)
H30		364	238	33	635
R1		296	199	41	536
R2		269	190	23	482
R3		326	227	27	580
R4		308	211	30	549

## 12 固定資産評価審査委員会

### 固定資産評価審査委員会審査状況

年度	区分	審査件数		委員数 (人)
		土地 (件)	家屋 (件)	
H29		-	-	3
H30		-	-	3
R1		-	-	3
R2		2	-	3
R3		-	-	3

[入湯税]

1 入湯税調定額調

年 度	区 分	入湯者数 (人)	調定額 (円)
R2		25,807	3,871,050
R3		50,032	7,504,800

2 月別入湯者数調

年 度	R2	R3
	入湯者数 (人)	入湯者数 (人)
4月	18,498 (※)	961
5月	292	879
6月	300	748
7月	696	760
8月	733	5900
9月	673	6209
10月	680	5436
11月	856	7813
12月	944	8325
1月	873	8988
2月	597	3749
3月	665	264
合 計	25,807	50,032

※過年度課税分を含む

〔徴収関係〕

1 督促状発付状況

年度 税目	H29			H30			調定額 (円)
	調定額 (円)	督促状 <sup>(件)</sup> (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 <sup>(件)</sup> (円)	割合(%)	
市県民税 (普通徴収)	5,447,631,800	(23,519) 891,737,622	16.4	5,619,495,100	(23,609) 803,330,944	14.3	5,112,877,100
固定資産税 (都計含む)	17,620,827,000	(37,577) 1,123,445,887	6.4	17,448,815,400	(36,691) 1,082,851,939	6.2	17,779,994,700
軽自動車税	595,239,600	(13,261) 96,405,050	16.2	618,377,600	(12,457) 92,958,101	15.0	646,976,700
合計	23,663,698,400	(74,357) 2,111,588,559	8.9	23,686,688,100	(72,757) 1,979,140,984	8.3	23,539,848,500

2 市税の預金口座振替状況

年度 税目	H29		H30	
	納付件数	税額 (円)	納付件数	税額 (円)
市県民税 (普通徴収)	20,384	1,452,460,619	19,536	1,526,107,256
固定資産税(都計含む)	110,506	4,404,442,197	108,981	4,404,718,000
軽自動車税	4,604	25,536,600	4,549	26,238,500
合計	135,494	5,882,439,416	133,066	5,957,063,756

R1		R2			R3		
督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 (件) (円)	割合(%)
(22,411) 755,472,674	14.8	5,257,934,400	(20,671) 698,408,162	13.3	4,938,570,200	(18,859) 649,793,449	13.2
(34,958) 1,061,437,465	6.0	18,081,954,200	(32,542) 1,013,617,697	5.6	17,378,407,500	(30,193) 860,014,877	4.9
(11,720) 89,866,750	13.9	687,193,500	(10,607) 82,463,100	12.0	715,186,900	(9,564) 76,463,796	10.7
(69,089) 1,906,776,889	8.1	24,027,082,100	(63,820) 1,794,488,959	7.5	23,032,164,600	(58,616) 1,586,272,122	6.9

(注) ( ) 内は督促状発付件数, 手数料1件につき100円。(昭和55年までは1件50円)

R1		R2		R3	
納付件数	税 額 (円)	納付件数	税 額 (円)	納付件数	税 額 (円)
19,208	1,351,305,393	18,573	1,366,682,184	17,931	1,352,090,850
107,123	4,451,682,700	105,708	4,684,816,200	105,243	4,673,267,200
4,563	27,105,400	4,607	28,619,000	4,669	29,831,200
130,894	5,830,093,493	128,888	6,080,117,384	127,843	6,055,189,250

(注) 昭和48年10月1日より実施。軽自動車税は平成17年度より実施。

### 3 過誤納金の還付状況

年度	税目	現 年 度 分						
		本 税		督 促 手 数 料		延 滞 金		還
		取扱 件数	税 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)	取扱 件数
R1	個人市県民税	4,827	(19,719,713) 49,247,957	172	17,200	36	162,500	3
	法人市民税	449	34,552,064	2	200	5	10,300	44
	固定資産税	1,037	21,110,600	274	27,400	32	38,369	4
	軽自動車税	122	827,200	73	7,300	-	-	-
	その他の市税	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	6,435	105,737,821	521	52,100	73	211,169	51
R2	個人市県民税	4,826	50,487,700	135	13,500	32	45,323	3
	法人市民税	541	49,030,210	9	900	6	17,000	51
	固定資産税	703	17,349,150	283	28,300	17	19,400	6
	軽自動車税	73	439,500	52	5,200	2	3,000	0
	その他の市税	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	6,143	117,306,560	479	47,900	57	84,723	60
R3	個人市県民税	4,692	51,084,350	150	15,400	19	57,200	1
	法人市民税	474	29,850,500	3	300	6	14,300	31
	固定資産税	665	16,154,600	240	23,730	20	34,500	-
	軽自動車税	76	512,100	50	5,000	2	16,300	-
	その他の市税	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	5,907	97,601,550	443	44,430	47	122,300	32

付加算金	過 年 度 分							
	本 税		督 促 手 数 料		延 滞 金		還 付 加 算 金	
金 額 (円)	取 扱 件 数	税 額 (円)	取 扱 件 数	金 額 (円)	取 扱 件 数	金 額 (円)	取 扱 件 数	金 額 (円)
5,000	3,258	(19,078,648) 47,646,964	97	9,700	14	17,900	63	171,200
159,200	677	105,217,600	1	100	16	79,300	114	845,300
12,000	336	6,832,600	83	8,300	6	1,827	62	157,200
—	53	382,400	21	2,100	3	4,100	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
176,200	4,324	160,079,564	202	20,200	39	103,127	239	1,173,700
13,200	3,656	58,393,517	66	6,600	11	11,700	91	183,100
260,800	693	86,079,700	4	1,900	6	22,700	131	780,400
42,400	226	17,799,300	59	5,900	4	3,100	18	827,800
0	33	267,500	24	2,400	2	3,700	0	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
316,400	4,608	162,540,017	153	16,800	23	41,200	240	1,791,300
1,100	3,578	62,812,050	67	6,700	20	16,900	51	85,100
103,700	590	78,187,400	4	400	15	88,900	69	431,000
—	160	4,120,007	63	6,300	9	1,500	11	72,900
—	20	110,600	14	1,400	2	3,200	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
104,800	4,348	145,230,057	148	14,800	46	110,500	131	589,000

※ ( ) 内は県民税還付金

※令和3年度確定あん分率は、0.40042541564

#### 4 差押件数調

種 類	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	件 数	件 数	件 数	件 数
不 動 産	80	43	37	32
電 話 加 入 権	-	-	-	-
不 動 産 と 電 話 加 入 権	-	-	-	-
債 権	1,217	925	1,040	1,031
自 動 車	-	-	-	-
動 産	1	-	-	-
出 資 金	-	-	1	-
そ の 他	-	-	-	-
合 計	1,298	968	1,078	1,063

## 5 令和3年度不納欠損処分事由別

事由 税目	地方税法 第18条第1項		地方税法 第15条の7 第4項		地方税法 第15条の7 第5項		計	
	期別 件数	税額 (円)	期別 件数	税額 (円)	期別 件数	税額 (円)	期別 件数	税額 (円)
市民税	883	17,677,177	2,226	38,863,067	455	9,293,995	3,564	65,834,239
固定資産税	908	10,332,271	1,575	27,107,832	233	4,118,877	2,716	41,558,980
軽自動車税	356	2,489,081	650	4,520,800	52	367,000	1,058	7,376,881
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-
都市計画税	908	942,914	1,575	3,080,654	233	355,414	2,716	4,378,982
合計	3,055	31,441,443	6,026	73,572,353	973	14,135,286	10,054	119,149,082

## 6 不納欠損額状況

年度 税目	H29		H30		R1		R2		R3	
	期別 件数	税額 (円)								
市民税	9,172	156,416,120	5,291	116,056,258	5,677	116,367,015	4,996	98,767,811	3,564	65,834,239
個人	9,091	151,085,225	5,219	110,954,296	5,592	109,326,474	4,921	93,675,563	3,513	59,869,909
法人	81	5,330,895	72	5,101,962	85	7,040,541	75	5,092,248	51	5,964,330
固定資産税	6,003	144,242,039	3,210	79,617,620	3,328	81,699,762	3,625	129,245,635	2,716	41,558,980
軽自動車税	2,039	8,440,995	1,204	5,427,396	1,401	7,078,229	1,299	7,814,445	1,058	7,376,881
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市計画税	6,003	17,124,323	3,210	9,092,576	3,328	9,105,312	3,625	16,392,619	2,716	4,378,982
合計	23,217	326,223,477	12,915	210,193,850	13,734	214,250,318	13,545	252,220,510	10,054	119,149,082

[その他]

1 証明件数の推移

年度 \ 区分	納税証明 (件)	不動産証明 (件)	市県民税証明 (件)	地図, 公簿等写し (件)
H29	7,855	21,461	68,190 (285)	1,940
H30	8,354	21,370	59,495 (431)	1,878
R1	7,633	20,642	47,628 (477)	2,033
R2	9,523	20,765	40,319 (893)	1,966
R3	6,864	17,238	39,428 (1,678)	2,384

※ ( ) 内の数字は, コンビニ交付サービスによる件数の内訳を表す。

2 証明手数料一覧

(1) 各種証明書交付手数料 (土地は1筆, 家屋は1棟をもって1件)	1件	350円
(2) 地図, 公簿等写し交付手数料	1件	350円
(3) 納税証明に関する手数料 (1年度・1税目をもって1件)	1件	350円
(4) コンビニ交付サービスによる市県民税証明書交付手数料	1件	300円

### 3 公示送達の推移

年度	市 県 民 税		固 定 資 産 税		軽 自 動 車 税	
	通知書発送 件 数 (件)	公 示 送 達 件 数 (件)	通知書発送 件 数 (件)	公 示 送 達 件 数 (件)	通知書発送 件 数 (件)	公 示 送 達 件 数 (件)
H30	44,253	38	101,364	16	89,804	99
R1	44,438	60	101,885	16	90,392	93
R2	44,381	34	102,881	14	91,394	57
R3	43,535	23	103,327	15	92,191	57
R4	44,224	35	104,318	10	92,956	60

※平成4年度より市県民税課税明細書送付

※平成5年度より固定資産税課税明細書送付

### 4 税務手当（特殊勤務手当）

- |                     |    |      |
|---------------------|----|------|
| (1) 庁外で徴収の業務に従事したとき | 1日 | 200円 |
| (2) 差押えの業務に従事したとき   | 1件 | 600円 |
| (3) 強制執行の業務に従事したとき  | 1件 | 800円 |

## 5 市税の賦課徴収に要する経費決算額調

区		分	H 29 年 度
税 収 入 額		(1) 市 税	41,653,641
		(2) 個 人 の 県 民 税	10,838,522
		(3) 合 計	52,492,163
徴	人 件 費	(4) 基 本 給	334,454
		(5) 諸 手 当	282,058
		イ 超 過 勤 務 手 当	29,566
		ロ 税 務 特 別 手 当	419
		ハ その 他 の 手 当 て	252,073
		(6) 報 酬	-
		(7) そ の 他	119,334
		(8) 小 計	735,846
税	物 件 費 (R3年度から名称変更)	(9) 旅 費	385
		(10) 賃 金	50,773
		(11) そ の 他	185,301
		(12) 小 計	236,459
費	報 奨 金 及 び これに類する経費	(13) 納 期 前 納 付 の 奨 励 金	-
		(14) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	-
		(15) 納 税 奨 励 金	-
		(16) そ の 他	210
		(17) 小 計	210
	(18) そ の 他	28,181	
	(19) 小 計	1,000,696	
県 民 税 徴 収 取 扱 費	(20) 納 税 義 務 者 数 等 を 基 準 に し た 金 額	395,355	
	(21) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	29,253	
	(22) 合 計	424,608	
(23)	(18) - (21)	576,088	
収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(24) (18) / (3)	1.9	
	(25) (22) / (1)	1.4	
徴 税 職 員 数	吏 員	101	
	そ の 他 の 職 員	-	
	合 計	101	
	臨 時 職 員	-	

(単位：千円)

H 30 年 度	R 元 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度
41,908,133	42,168,942	41,705,493	41,214,248
11,077,998	11,118,162	11,259,742	11,087,831
52,986,131	53,287,104	52,965,235	52,302,079
333,011	329,352	334,862	334,993
279,529	272,409	275,536	234,800
25,967	23,273	24,743	22,886
53	29	22	56
253,509	249,107	250,771	211,858
-	-	-	57,031
120,110	115,471	117,419	143,903
732,650	717,232	727,817	770,727
304	51	21	2,828
54,583	40,374	52,531	-
189,601	129,328	202,504	176,888
244,488	169,753	255,056	179,716
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	350	210	-
-	350	210	-
29,710	18,305	26,617	19,756
1,006,848	905,640	1,009,700	970,199
399,729	404,229	408,969	409,644
21,954	19,781	24,077	25,769
421,683	424,010	433,046	435,413
585,165	481,630	576,654	534,786
1.9	1.7	1.9	1.8
1.4	1.1	1.3	1.2
100	101	102	103
-	-	-	-
100	101	102	103
-	-	-	-



課税標準及び税率	申告期限	納期												
<p>○均等割 市民税 3,500円 県民税 2,500円 (森林湖沼環境税1,000円を含む)</p> <p>○所得割</p> <table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </table> <p>※分離課税所得については税率が異なります。</p>	市民税	県民税	6%	4%	<p>○市民税の申告書又は所得税の確定申告書 3月15日</p> <p>○給与支払報告書 1月31日</p> <p>○給与支払報告書に係る異動届出書 4月15日</p> <p>○特別徴収に係る異動届出書 徴収する義務がなく なる事由が発生した 月の翌月10日</p>	<p>○普通徴収</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月21日～6月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月21日～8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月21日～10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>翌1月21日～1月31日</td> </tr> </table> <p>○特別徴収(給与差引) 7月から翌年6月まで毎月10日</p> <p>○特別徴収(年金差引) 5月, 7月, 9月, 11月, 翌年1月, 3月の各月10日</p>	第1期	6月21日～6月30日	第2期	8月21日～8月31日	第3期	10月21日～10月31日	第4期	翌1月21日～1月31日
市民税	県民税													
6%	4%													
第1期	6月21日～6月30日													
第2期	8月21日～8月31日													
第3期	10月21日～10月31日													
第4期	翌1月21日～1月31日													
<p>○法人税割 100分の8.4(ただし平成26年9月30日までに開始した事業年度分は14.7%。また,平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1%)</p> <p>○均等割</p>	<p>○確定申告 事業年度終了の日の翌日から2か月以内</p> <p>○中間申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内</p>	○申告期限と同じ												
法人等の区分		税率												
資本金等の額	市内にある事務所・事業所・寮等の従業員数の合計	均等割												
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円												
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円												
10億円を超える法人	50人以下のもの	492,000円												
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円												
	50人以下のもの	192,000円												
1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円												
	50人以下のもの	156,000円												
1千万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円												
次の(ア)～(オ)の法人		60,000円												
<p>※ (ア) 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項の公益法人等のうち,同法第296条第1項の規定により均等割非課税となるもの以外のもの(法人税法別表2の独立行政法人で収益事業を行うものを除く)</p> <p>(イ) 人格のない社団等</p> <p>(ウ) 一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>(エ) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社の場合,資本金等の額は純資産額となります)</p> <p>(オ) 資本金等の額が1千万円以下の法人で市内の従業員数の合計が50人以下のもの</p>														
<p>○課税標準額(地方税法で定めのあるものを除く)の100分の1.4</p> <p>○免税点</p> <p>①土地 30万円</p> <p>②家屋 20万円</p> <p>③償却資産 150万円</p>	<p>○償却資産の申告 1月31日</p> <p>○新築住宅の軽減額にかかる申告 1月31日</p> <p>○住宅用地の申告 1月31日</p>	<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>4月21日～4月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>7月21日～7月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月21日～9月30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>12月16日～12月25日</td> </tr> </table>	第1期	4月21日～4月30日	第2期	7月21日～7月31日	第3期	9月21日～9月30日	第4期	12月16日～12月25日				
第1期	4月21日～4月30日													
第2期	7月21日～7月31日													
第3期	9月21日～9月30日													
第4期	12月16日～12月25日													

税目	区分	課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
軽自動車税	環 境 性 能 割	○新車・中古車問わず取得価額が50万円 を超える3輪以上の軽自動車の取得	軽自動車の取得者	
	種 別 割	○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者又は使 用者	4月1日

課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限	納 期	
車 種	燃費性能等		税 率		○新たに車両番号の指定を受ける軽自動車 取得 車両番号の指定を受けるとき ○上記以外の自動車検査証の記入を受 けるべき軽自動車の取得 事由発生日から15日以内 ○その他の軽自動車の取得 事由発生日から15日以内	
			自家用	営業用		
乗 用 車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税	非課税		
	★★★★ (※) かつ令和12年度燃費基準 75%達成車					
	★★★★ (※) かつ令和12年度燃費基準 60%達成車		1.0%	0.5%		
	★★★★ (※) かつ令和12年度燃費基準 55%達成車		2.0%	1.0%		
上記以外の軽自動車		2.0%				
貨 物 車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税	非課税		
	★★★★ (※) かつ平成27年度燃費基準 +25%達成車					
	★★★★ (※) かつ平成27年度燃費基準 +20%達成車		1.0%	0.5%		
	★★★★ (※) かつ平成27年度燃費基準 +15%達成車		2.0%	1.0%		
上記以外の軽自動車		2.0%				
(※) ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車 又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車						
原動機付 自 転 車	総排気量 50cc以下のもの		2,000 円		○取得申告 所有者となった 日から15日以内 ○廃車申告 所有者でなくな った日から30日 以内	
	90cc以下のもの		2,000 円			
125cc以下のもの		2,400 円				
ミニカー（三輪以上のもので20cc を超え50cc以下のもの）		3,700 円				
小型特殊 自 動 車	農 耕 作 業 用 の も の		2,400 円			
	そ の 他 の も の		5,900 円			
軽自動車	二輪のもの（側車付き含む）		3,600 円			
	三 輪 の も の		H27.3.31までの 登 録 車	H27.4.1以降の 登 録 車		登録後13年超 (経年重課)
			3,100 円	3,900 円		4,600 円
	四輪の も の	乗 用	営業用	5,500 円		6,900 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
自家用			4,000 円	5,000 円	6,000 円	
二輪の小型自動車		6,000 円				
5月21日～ 5月31日						

区分		課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
税 目				
軽自動車税	種別割			
市たばこ税		○売渡した製造たばこ	製造たばこの製造者，特定販売業者又は卸売販売業者	
特別土地保有税		○保有土地及び取得土地 保有分 1月1日現在において 保有期限が10年以内の土地 取得分 1月1日，7月1日 1年以内に取得した土地  平成15年4月1日以後，新規の課税は 停止	該当土地の保有者及び取得者	
入湯税		○鉱泉浴場における入湯	入湯客	
都市計画税		○市街化区域内の 土 地 家 屋	土地，家屋の所有者	1月1日
国交 有資産等 所在市町 村金		○国，地方公共団体所有の固定資産で貸 付資産等	国，地方公共団体	3月31日

課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限		納 率 期	
グリーン化特例(軽課) 平成29年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り適用							
減 額 内 容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%	
対 象 車		電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減又は平成30年排ガス規制適合)		ガソリン車(平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」又は平成30年排ガス規制50%低減)			
		貨物	乗用	貨物	乗用(※1)	貨物	乗用(※2)
四 輪	営業用	1,000円	1,800円	-	3,500円	-	5,200円
	自家用	1,300円	2,700円	-	-	-	-
三 輪		1,000円		-	2,000円(営業用のみ)	-	3,000円(営業用のみ)
(※1) 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成 (※2) 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成							
売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数1,000本につき6,552円 また、平成30年10月から加熱式たばこの区分を設け、新たに課税方式を重量及び小売価格による換算方式とした。				○当月の販売分につき翌月末日までに申告納付			
○土地の取得価格 ○税 率 ①土地の保有に対して100分の1.4 ②土地の取得に対して100分の3 ○免税点 5,000㎡未満 ○納税義務の免除 恒久的に利用に供される建物又は建築物等があり、一定の基準に適合するもの				○土地の保有にかかるもの 5月末日 ○土地の取得にかかるもの 2月末日、又は8月末日			
入湯客1人1日につき 150円				翌日 15日		申告期限と同一	
○課税標準額の100分の0.2 免税点 固定資産税について免税点未満のものは課税されない				○固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同じ			
○算定標準額(国有資産等所在市町村交付金法で特別の定めあるものを除き前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格)の100分の1.4				6月30日			

〔譲与税等の譲与等の基準〕

種 目	譲与等 の団体	譲 与 等 の 基 準	交 付 時 期
地方揮発油譲与税 (昭和三十年八月創設)	都道府県及び市町村	<p>(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 (地方揮発油税の税率は揮発油1キロリットルにつき5,200円)</p> <p>(2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し、その2分の1を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。</p> <p>(3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。</p> <p>(地方道路譲与税の改正)</p>	<p>① 6月(3月～5月)</p> <p>② 11月(6月～10月)</p> <p>③ 3月(11月～2月)</p>
自動車重量譲与税 (昭和四十六年五月創設)	市町村	<p>(1) 自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。</p>	<p>① 6月(2月～4月)</p> <p>② 11月(5月～9月)</p> <p>③ 3月(10月～1月)</p>
森林環境譲与税 (平成三十一年四月創設)	都道府県及び市町村	<p>(1) 森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。</p> <p>(2) 譲与税の10分の1に相当する額を都道府県に対し、都道府県譲与額の10分の5を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の10分の2を各都道府県の林業就業者数で、都道府県譲与額の10分の3を各都道府県の人口であん分して譲与する。</p> <p>(3) 譲与税の10分の9に相当する額を市町村に対し、市町村譲与額の10分の5を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で、市町村譲与額の10分の2を各市町村の林業就業者数で、市町村譲与額の10分の3を各市町村の人口であん分して譲与する。</p>	<p>① 9月(3月～8月)</p> <p>② 3月(9月～2月)</p>
利子割交付金 (昭和六十三年四月創設)	市町村	<p>(1) 道府県に納入された利子割相当額に、地方税法で定められた調整をし、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、利子割交付金の総額とする。</p> <p>(2) 利子割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。</p>	<p>① 8月(3月～7月)</p> <p>② 12月(8月～11月)</p> <p>③ 3月(12月～2月)</p>

種 目	譲与等の 団 体	譲 与 等 の 基 準	交 付 時 期
配 当 割 交 付 金  (平成十六年一月創設)	市 町 村	(1) 道府県に納入された配当割相当額に、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、配当割交付金の総額とする。 (2) 配当割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	① 8月(3月～7月) ② 12月(8月～11月) ③ 3月(12月～2月)
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金  (平成十六年一月創設)	市 町 村	(1) 道府県に納入された株式等譲渡所得割相当額に、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、株式等譲渡所得割交付金の総額とする。 (2) 株式等譲渡所得割交付金総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	3月
法 人 事 業 税 交 付 金  (令和元年十月創設)	市 町 村	(1) 道府県は、法人事業税額に7.7%(令和2年度は3.4%)を乗じて得た額を、市町村に対し、従業者数であん分(※)して交付する。  ※ 経過措置 令和2年度：法人税割額 令和3年度：2/3…法人税割額, 1/3…従業者数 令和4年度：1/3…法人税割額, 2/3…従業者数	① 8月(3月～7月) ② 12月(8月～11月) ③ 3月(12月～2月)
地 方 消 費 税 交 付 金  (平成九年四月創設)	市 町 村	(1) 道府県は、国から各道府県に払い込まれた地方消費税額を道府県間で清算した後、その2分の1を市町村に交付する。 (2) 市町村交付額の2分の1を人口、他の2分の1を従業者数であん分する。 平成26年4月1日以後の引き上げ分については、市町村交付額の全額を人口であん分する。	① 6月(2月～4月) ② 9月(5月～7月) ③ 12月(8月～10月) ④ 3月(11月～1月)

種 目	譲与等 の団体	譲与等の基準	交付時期
ゴルフ場利用税交付金 (平成元年四月創設)	ゴルフ場所 在市町村	(1) 道府県内ゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を当該道府県が交付する。 1人1日 400円～1,200円 12段階 標準税率 1人1日 800円	① 8月(3月～7月) ② 12月(8月～11月) ③ 3月(12月～2月)
環境性能割交付金 (令和元年十月創設)	市 町村	(1) 道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に、政令で定める率(100分の95)を乗じて得た額の100分の47(※)に相当する額を、市町村が管理する市町村道(当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面積にあん分して交付する。 ※ 令和4年度以降は、100分の43 (2) 税率 軽自動車 環境性能割に応じ、非課税～2% その他の自動車 環境性能割に応じ、非課税～3% ※ 税率が軽減される自動車 電気自動車、天然ガス自動車など 免税点 取得価格50万円以下	① 8月(4月～7月) ② 12月(8月～11月) ③ 3月(12月～3月)

○市税の税率等の推移 (1)

区 分		H 6 年 度	H 7 年 度																												
市 民	均等割	前年度に同じ (S60年度から2,000円)																													
	個 人	前年度に同じ																													
		所得割	160万円以下の金額 3.0% 160万円を超える金額 8.0% 500万円 〃 11.0% (特別減税・所得割 20% (市県民税の減税額の合計が 20 万円を超え る場合は 20 万円))	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 〃 11.0% (特別減税・所得割 15% (市県民税の減税額の合計が 2 万円 を超える場合は 2 万円))																											
	法 人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	従業者数	均等割	50億円超	50人超	3,600千円	10億円超50億円以下	50人超	2,100千円	10億円超	50人以下	492千円	1億円超10億円以下	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円超1億円以下	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円
資本金等の額		従業者数	均等割																												
50億円超	50人超	3,600千円																													
10億円超50億円以下	50人超	2,100千円																													
10億円超	50人以下	492千円																													
1億円超10億円以下	50人超	480千円																													
	50人以下	192千円																													
1千万円超1億円以下	50人超	180千円																													
	50人以下	156千円																													
1千万円以下	50人超	144千円																													
上記以外の法人等		60千円																													
法人税割	14.7%(標準税率 12.3%)	前年度に同じ																													
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準の 1.4%</li> <li>免税点                             <table border="0"> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> </table> </li> </ul>	土 地	300,000 円	家 屋	200,000 円	償却資産	1,500,000 円	前年度に同じ																							
土 地	300,000 円																														
家 屋	200,000 円																														
償却資産	1,500,000 円																														
都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準の 0.2%</li> <li>免税点                             <table border="0"> <tr> <td>固定資産税について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免税点未満のものは課税されない</td> <td></td> </tr> </table> </li> </ul>	固定資産税について		免税点未満のものは課税されない		前年度に同じ																									
固定資産税について																															
免税点未満のものは課税されない																															
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車                             <table border="0"> <tr> <td>50cc 以下のもの</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>90cc 〃</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>125cc 〃</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>三輪車以上の 50cc 以下のもの(ミニカー)</td> <td>2,500 円</td> </tr> </table> </li> <li>軽自動車                             <table border="0"> <tr> <td>二輪のもの(側車付を含む)</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>四輪のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>乗用 家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> </table> </li> <li>小型特殊自動車                             <table border="0"> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700 円</td> </tr> </table> </li> <li>二輪の小型自動車 4,000 円</li> </ul>	50cc 以下のもの	1,000 円	90cc 〃	1,200 円	125cc 〃	1,600 円	三輪車以上の 50cc 以下のもの(ミニカー)	2,500 円	二輪のもの(側車付を含む)	2,400 円	三輪のもの	3,100 円	四輪のもの		乗用 営業用	5,500 円	乗用 家用	7,200 円	貨物用 営業用	3,000 円	貨物用 家用	4,000 円	農耕作業用	1,600 円	その他のもの	4,700 円	前年度に同じ			
50cc 以下のもの	1,000 円																														
90cc 〃	1,200 円																														
125cc 〃	1,600 円																														
三輪車以上の 50cc 以下のもの(ミニカー)	2,500 円																														
二輪のもの(側車付を含む)	2,400 円																														
三輪のもの	3,100 円																														
四輪のもの																															
乗用 営業用	5,500 円																														
乗用 家用	7,200 円																														
貨物用 営業用	3,000 円																														
貨物用 家用	4,000 円																														
農耕作業用	1,600 円																														
その他のもの	4,700 円																														
市たばこ税	売渡本数 1,000 本につき 1,977 円 (ただし、旧 3 級品については 1,000 本につき 948 円)	前年度に同じ																													
鉍産税	鉍産価格の 1%(ただし、鉍産価格が 200 万円 以下の場合は 0.7%)	前年度に同じ																													
特別土地保有税	土地の取得価格の 1.4% (保有)・3% (取得) 免税点 5,000 m <sup>2</sup> 未満	前年度に同じ																													

○市税の税率等の推移 (2)

区 分		H 8 年 度	H 9 年 度	H 10 年 度
市 民 税	均等割	2,500円	前年度に同じ	前年度に同じ
	個 人 所得割	前年度に同じ	200万円以下の金額 3.0%	200万円以下の金額 3.0%
			200万円を超える金額 8.0%	200万円を超える金額 8.0%
			700万円 〃 12.0%	700万円 〃 12.0%
				(特別減税・市県民税所得割から本人17,000円, 扶養親族等1人につき8,500円の合計額を減税)
法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	
固定資産税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	
都市計画税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	
軽自動車税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	
市たばこ税	前年度に同じ	売渡本数1,000本につき 2,434円 (ただし, 旧3級品については 1,000本につき1,155円)	前年度に同じ	
鉱産税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	
特別土地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	

区 分		H 11~13 年 度	H 14 年 度
市 民 税	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	個 所得割	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 “ 10.0%	前年度に同じ
	人	{ 定率控除・所得割 15% (市県民税の減税額の合計が4万円 を超える場合は4万円)	
	法 均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	人		
法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ	
固 定 資 産 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
都 市 計 画 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
軽 自 動 車 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
市 た ば こ 税	売渡本数 1,000本につき 2,668円 (ただし、旧3級品については1,000本に つき 1,266円)[平成11年5月1日以降]	前年度に同じ	
鉦 産 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
特別土地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ	
入 湯 税	-	1人1日 150円	

○市税の税率等の推移 (3)

区 分		H 15 年 度	H 16 年 度																												
市 民 税	均等割	前年度に同じ	3,000円																												
	個人 所得割	前年度に同じ	前年度に同じ																												
	法人 均等割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし旧内原町は以下の税率)																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50千円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	従業者数	均等割	50億円超	50人超	3,000千円	10億円超50億円以下	50人超	1,750千円	10億円超	50人以下	410千円	1億円超10億円以下	50人超	400千円	50人以下	160千円	1千万円超1億円以下	50人超	150千円	50人以下	130千円	1千万円以下	50人超	120千円	上記以外の法人等		50千円
	資本金等の額	従業者数	均等割																												
50億円超	50人超	3,000千円																													
10億円超50億円以下	50人超	1,750千円																													
10億円超	50人以下	410千円																													
1億円超10億円以下	50人超	400千円																													
	50人以下	160千円																													
1千万円超1億円以下	50人超	150千円																													
	50人以下	130千円																													
1千万円以下	50人超	120千円																													
上記以外の法人等		50千円																													
法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし旧内原町は12.3%)																													
固定資産税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
都市計画税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
軽自動車税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
市たばこ税	売渡本数 1,000本につき 2,977円 (ただし、旧3級品については1,000本につき1,412円)〔平成15年7月1日以降〕	前年度に同じ																													
鉱産税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
特別土地保有税	前年度に同じ (ただし、H15年度以後課税停止)	前年度に同じ																													
入湯税	前年度に同じ	前年度に同じ																													

H 17 年 度	H 18 年 度
3,000円（軽減者1,500円）	3,000円
前年度に同じ	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 〃 10.0% （定率控除・所得割 7.5% （市県民税の控除額の合計が2万円を超える場合は 2万円） 【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が 125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】 平成18年度 均等割1,000円 所得割 所得割の額から3分の2を 減額
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ （ただし旧内原町は 0.1%）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数 1,000本につき 3,298円 （ただし、旧3級品については1,000本につき1,564円） [平成18年7月1日以降]
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (4)

区 分		H 19 年 度	H 20 年 度																												
市 民 税	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ																												
	個人所得割	一律 6.0% 定率控除 廃止  【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】 平成19年度 均等割2,000円 所得割 所得割の額から3分の1を減額	一律 6.0%  平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置は終了																												
	法人均等割	前年度に同じ  旧内原町の税率適用は平成20年1月31日終了の事業年度まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>旧内原町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>2,100千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>480千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>180千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156千円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>144千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	従業者数	旧内原町	50億円超	50人超	3,600千円	10億円超50億円以下	50人超	2,100千円	10億円超	50人以下	492千円	1億円超10億円以下	50人超	480千円	50人以下	192千円	1千万円超1億円以下	50人超	180千円	50人以下	156千円	1千万円以下	50人超	144千円	上記以外の法人等		60千円
	資本金等の額	従業者数	旧内原町																												
50億円超	50人超	3,600千円																													
10億円超50億円以下	50人超	2,100千円																													
10億円超	50人以下	492千円																													
1億円超10億円以下	50人超	480千円																													
	50人以下	192千円																													
1千万円超1億円以下	50人超	180千円																													
	50人以下	156千円																													
1千万円以下	50人超	144千円																													
上記以外の法人等		60千円																													
法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ 旧内原町の税率適用は平成19年度で終了																													
固定資産税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
都市計画税	前年度に同じ	課税標準の0.2% ・免税点 固定資産税について免税点未満のものは課税されない 旧内原町の税率適用は平成19年度で終了																													
軽自動車税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
市たばこ税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
鉱産税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
特別土地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ																													
入湯税	前年度に同じ	前年度に同じ																													

H 21 年 度 前年度に同じ	H 22～24 年 度 前年度に同じ
一律 6.0%  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者を対象にした公的年金から特別徴収制度の創設           </div>	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数 1,000 本につき 4,618 円 (ただし, 旧3級品については1,000 本につき 2,190 円) [平成 22 年 10 月 1 日以降]
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (5)

区 分		H 25 年 度	H 26 年 度
市 民 税	均等割	前年度に同じ	3,500円
	個 所得割	前年度に同じ	前年度に同じ
	法 均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	人 法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から 12.1%)
固 定 資 産 税		前年度に同じ	前年度に同じ
都 市 計 画 税		前年度に同じ	前年度に同じ
軽 自 動 車 税		前年度に同じ	前年度に同じ
市 た ば こ 税		売渡本数 1,000 本につき 5,262 円 (ただし、旧 3 級品については 1,000 本につ き 2,495 円)	前年度に同じ
鉦 産 税		前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税		前年度に同じ	前年度に同じ
入 湯 税		前年度に同じ	前年度に同じ

H 27 年 度		H 28 年 度																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
12.1%(標準税率 9.7%)		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ。ただし三輪以上の軽自動車については以下の税率		前年度に同じ。ただしバイク等については以下の税率																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>H27.3.31までの 登 録 車</th> <th>H27.4.1以降の 登 録 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車 種 区 分		税 率		H27.3.31までの 登 録 車	H27.4.1以降の 登 録 車	軽自動車	三 輪	3,100円	3,900円	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨 物	営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種 区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 動 車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪以上(ミニカー) 20cc超50cc以下</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 型 特 殊 自 動 車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">250cc以下の二輪車(バイク)・ トレーラー</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">250ccを超える二輪車(バイク)</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車 種 区 分		税 率	原 動 機 付 自 動 車	50cc以下	2,000円	90cc以下	2,000円	125cc以下	2,400円	三輪以上(ミニカー) 20cc超50cc以下	3,700円	小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	250cc以下の二輪車(バイク)・ トレーラー		3,600円	250ccを超える二輪車(バイク)		6,000円
車 種 区 分				税 率																																														
		H27.3.31までの 登 録 車	H27.4.1以降の 登 録 車																																															
軽自動車	三 輪	3,100円	3,900円																																															
	乗 用	営業用	5,500円	6,900円																																														
		自家用	7,200円	10,800円																																														
	貨 物	営業用	3,000円	3,800円																																														
		自家用	4,000円	5,000円																																														
車 種 区 分		税 率																																																
原 動 機 付 自 動 車	50cc以下	2,000円																																																
	90cc以下	2,000円																																																
	125cc以下	2,400円																																																
	三輪以上(ミニカー) 20cc超50cc以下	3,700円																																																
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円																																																
	その他	5,900円																																																
250cc以下の二輪車(バイク)・ トレーラー		3,600円																																																
250ccを超える二輪車(バイク)		6,000円																																																
前年度に同じ		前年度に同じ(ただし旧3級品については1,000本につき2,925円)																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																
前年度に同じ		前年度に同じ																																																

○市税の税率等の推移 (6)

区 分		H 28 年 度																																																					
市 民 税	均等割	前年度に同じ																																																					
	個人 所得割	前年度に同じ																																																					
	法人 均等割	前年度に同じ																																																					
	法人税割	前年度に同じ																																																					
固定資産税		前年度に同じ																																																					
都市計画税		前年度に同じ																																																					
軽自動車税		<p>ただし登録後13年超の軽自動車については以下の税率(経年重課)</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪 乗用</td> <td>営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用 4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○グリーン化特例(軽課) 平成27年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車 で環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り適用</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th>減額内容</th> <th colspan="2">おおむね75%</th> <th colspan="2">おおむね50%</th> <th colspan="2">おおむね25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象車 電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)</td> <td colspan="2">ガソリン車(平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★★」)</td> <td colspan="2">貨物(※1)</td> <td colspan="2">乗用(※2)</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>乗用</td> <td>貨物(※3)</td> <td>乗用(※4)</td> <td>貨物</td> <td>乗用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,800円</td> <td>1,900円</td> <td>3,500円</td> <td>2,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,700円</td> <td>2,500円</td> <td>5,400円</td> <td>3,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td colspan="2">1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 平成27年度燃費基準+35%達成 (※2) 平成27年度燃費基準+15%達成 (※3) 令和2年度燃費基準+20%達成 (※4) 令和2年度燃費基準</p>		車種区分	税率	三輪	4,600円	四輪 乗用	営業用 8,200円	自家用 12,900円	貨物	営業用 4,500円	自家用 6,000円	減額内容	おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%		対象車 電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)	ガソリン車(平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★★」)		貨物(※1)		乗用(※2)		貨物	乗用	貨物(※3)	乗用(※4)	貨物	乗用	四輪	営業用	1,000円	1,800円	1,900円	3,500円	2,900円	5,200円	自家用	1,300円	2,700円	2,500円	5,400円	3,800円	8,100円	三輪	1,000円		2,000円		3,000円	
車種区分	税率																																																						
三輪	4,600円																																																						
四輪 乗用	営業用 8,200円																																																						
	自家用 12,900円																																																						
貨物	営業用 4,500円																																																						
	自家用 6,000円																																																						
減額内容	おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%																																																		
対象車 電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)	ガソリン車(平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★★」)		貨物(※1)		乗用(※2)																																																		
	貨物	乗用	貨物(※3)	乗用(※4)	貨物	乗用																																																	
四輪	営業用	1,000円	1,800円	1,900円	3,500円	2,900円	5,200円																																																
	自家用	1,300円	2,700円	2,500円	5,400円	3,800円	8,100円																																																
三輪	1,000円		2,000円		3,000円																																																		
市たばこ税		前年度に同じ (ただし旧3級品については1,000本につき2,925円)																																																					
鉱産税		前年度に同じ																																																					
特別土地保有税		前年度に同じ																																																					
入湯税		前年度に同じ																																																					

H 29 年 度

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ。

○グリーン化特例(軽課)

平成 28 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り適用

減 額 内 容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%	
対 象 車	電気自動車 天然ガス車(平成21年 排出ガス基準から NOx10%低減)	ガソリン車(平成17年排出ガス基準 75%低減「★★★★」)					
		貨物	乗用	貨物 (※1)	乗用 (※2)	貨物 (※3)	乗用 (※4)
四 輪	営業用	1,000円	1,800円	1,900円	3,500円	2,900円	5,200円
	自家用	1,300円	2,700円	2,500円	5,400円	3,800円	8,100円
三 輪		1,000円		2,000円		3,000円	

(※1) 平成27年度燃費基準+35%達成 (※2) 令和2年度燃費基準+20%達成 (※3) 平成27年度燃費基準+15%達成 (※4) 令和2年度燃費基準

前年度に同じ  
(ただし旧3級品については1,000本につき3,355円)

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (7)

区 分		H 30 年 度																																															
市 民 税	均等割	前年度に同じ																																															
	個 所得割	前年度に同じ																																															
	法 均等割	前年度に同じ																																															
	人 法人税割	前年度に同じ																																															
固定資産税		前年度に同じ																																															
都市計画税		前年度に同じ																																															
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	-																																															
	種 別 割	前年度に同じ。	<p>○グリーン化特例(軽課) 平成 29 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車 で環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">減 額 内 容</th> <th colspan="2">おおむね75%</th> <th colspan="2">おおむね50%</th> <th colspan="2">おおむね25%</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対 象 車</th> <th colspan="2">電気自動車・燃料電池 自動車・天然ガス車 (平成21年排出ガス基 準からNOx10%以上 低減又は平成30年排 ガス規制適合)</th> <th colspan="2">ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減 「★★★★」又は平成 30 年排ガス 規制 50%低減</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>貨物</th> <th>乗用</th> <th>貨物 (※1)</th> <th>乗用 (※2)</th> <th>貨物 (※3)</th> <th>乗用 (※4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四 輪</td> <td>営業用</td> <td>1,000 円</td> <td>1,800 円</td> <td>1,900 円</td> <td>3,500 円</td> <td>2,900 円</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300 円</td> <td>2,700 円</td> <td>2,500 円</td> <td>5,400 円</td> <td>3,800 円</td> <td>8,100 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td colspan="2">1,000 円</td> <td colspan="2">2,000 円</td> <td colspan="2">3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 平成27年度燃費基準 + 35%達成 (※3) 平成27年度燃費基準 + 15%達成 (※2) 令和2年度燃費基準 + 30%達成 (※4) 令和2年度燃費基準 + 10%達成</p>	減 額 内 容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%		対 象 車		電気自動車・燃料電池 自動車・天然ガス車 (平成21年排出ガス基 準からNOx10%以上 低減又は平成30年排 ガス規制適合)		ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減 「★★★★」又は平成 30 年排ガス 規制 50%低減						貨物	乗用	貨物 (※1)	乗用 (※2)	貨物 (※3)	乗用 (※4)	四 輪	営業用	1,000 円	1,800 円	1,900 円	3,500 円	2,900 円	5,200 円	自家用	1,300 円	2,700 円	2,500 円	5,400 円	3,800 円	8,100 円	三 輪		1,000 円		2,000 円		3,000 円
減 額 内 容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%																																											
対 象 車		電気自動車・燃料電池 自動車・天然ガス車 (平成21年排出ガス基 準からNOx10%以上 低減又は平成30年排 ガス規制適合)		ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減 「★★★★」又は平成 30 年排ガス 規制 50%低減																																													
		貨物	乗用	貨物 (※1)	乗用 (※2)	貨物 (※3)	乗用 (※4)																																										
四 輪	営業用	1,000 円	1,800 円	1,900 円	3,500 円	2,900 円	5,200 円																																										
	自家用	1,300 円	2,700 円	2,500 円	5,400 円	3,800 円	8,100 円																																										
三 輪		1,000 円		2,000 円		3,000 円																																											
市たばこ税		売渡本数 1,000 本につき 5,262 円 (平成 30 年 10 月から 5,692 円) 旧 3 級品については、1,000 本につき 4,000 円																																															
鉱 産 税		前年度に同じ																																															
特別土地保有税		前年度に同じ																																															
入 湯 税		前年度に同じ																																															

R 元 年 度	R 2 年 度
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ (ただし令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から8.4%)	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
課税標準の0～2%(令和元年10月から)	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
売渡本数1,000本につき5,692円 旧3級品については、1,000本につき4,000円(令和元年10月から5,692円)	売渡本数1,000本につき5,692円(令和2年10月から6,122円)
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (8)

区 分		R 3 年 度	R 4 年 度
市 民 税	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	個 所得割	前年度に同じ	前年度に同じ
	法 均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	人 法人税割	8.4% (標準税率 6.0%)	前年度に同じ
固 定 資 産 税		前年度に同じ	前年度に同じ
都 市 計 画 税		前年度に同じ	前年度に同じ
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	-	-
	種 別 割	前年度に同じ	前年度に同じ
市 た ば こ 税		売渡本数 1,000 本につき 6,122 円 (令和 3 年 10 月から 6,552 円)	売渡本数 1,000 本につき 6,552 円
鉦 産 税		前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税		前年度に同じ	前年度に同じ
入 湯 税		前年度に同じ	前年度に同じ

## 令和4年度 市税概要

**編 集** 水戸市財務部税務事務所  
(市民税課 資産税課 収税課)

**発 行** 水 戸 市

**所在地** 〒310-8610  
水戸市中央1丁目4番1号  
TEL 029 (224) 1111